

副市長・総務担当部長会議 会議録

平成 27 年 1 月 29 日(木)10:30~16:00

長野県自治会館 2 階 「大会議室」

1 開 会

(藤森事務局次長)

皆さん、おはようございます。本日は、たいへんお疲れさまでございます。東御市さんが、まだお見えでございませんけれども、若干遅れるという連絡をいただいておりますので、ただいまから副市長・総務担当部長会議を開会いたします。

申し遅れましたが、私は、本日の進行を務めさせていただきます長野県市長会事務局次長の藤森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

(藤森事務局次長)

それでは、初めに、長野県市長会、市川事務局長からごあいさつを申し上げます。

(市川事務局長)

皆さん、おはようございます。

1 月のこのような時期でございますが、まだ 1 月中ということで、新年、明けましておめでとうございます。本年も、よろしくお願いいたします。

本日の副市長・総務担当部長会議は、事務局開催ということでございますので、私の方からごあいさつをさせていただきますが、お許しいただきたいと思います。

暦の上では、あと 1 週間もすれば、立春ということでございますが、長野県では寒さはこれからという時期ではないかと思っております。

この時期は、各市とも新年度予算編成だったり、当初議会を控えまして、1 年の中でも最もお忙しい時期であろうかなと思っておるところでございますが、そのような中にもかかわらず、本日はご出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、日頃から市長会の運営や業務の推進に当たりまして、格別なご理解とご協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

さて、去年は、長野県は自然災害に見舞われた年でありました。2 月の 2 週連続の大雪に始まりまして、南木曾町での豪雨災害、そして、戦後最大の火山災害となりました御嶽山の噴火、最後に 11 月には長野県神城断層地震と、これでもか、これでもかというような具合に続いたところでございます。

御嶽山の噴火につきましては、木曾復興応援ということで、市長会としての取組であります木曾産品の斡旋・購入につきましては、各市にご協力をいただきまして、誠にありが

とうございました。

事務局としましても、北信越と東海の両ブロックの各県市長会事務局を通じまして、構成市であります 146 市へも協力をお願いいたしました。申し込み期限が今月末ということになっておりますが、1 月 20 日現在の数字でございますけれども、これまで県内では、10 市から 200 万円余の受注があったと聞いております。ここに、改めて感謝申し上げる次第でございます。ご協力ありがとうございました。

また、11 月 22 日には、長野県神城断層地震が発生しまして、大町市さんであったり、また、長野市さんでも被害が生じたわけでございます。自然を相手にしているだけに、防災や減災の各事業というものは、本県の地形もあり、なかなか期待どおりの成果が表れているとは言い難い状況にありますけれども、被害に遭われた方々が、1 日も早くこれまでの生活を取り戻せるように行政としても取り組んでいく必要があるかと思っておりますが、今年こそは、未年でありますことから、穏やかな年であってほしいと願っているところでございます。

この地震発生の前日には、アベノミクスを争点としました衆議院の突然の解散があり、2 年ぶりの年末の総選挙になったわけでございますが、政局は、これまでと同様、自公連立路線が続くことになったうえ、再び衆議院の 3 分の 2 を超す議席を連立与党が確保したところでございます。

本県の関係する衆議院議員の顔ぶれも、若干、変わったところでございますが、今後とも地域の実情を訴え、長野県の発展のために、ぜひ、力を貸してほしいと思っている次第でございます。

年末の 12 月 27 日には、まち・ひと・しごと創生総合戦略等が閣議決定されました。長野県市長会としましても、各市からご提出いただきました取組提案を今月の 8 日に副会長の花岡東御市長さんにご参加いただきまして、県等とともに石破地方創生担当大臣等に共同提案という形で要請をいたしました。

この総合戦略では、企業の地方拠点機能の強化、地方への人材管理及び移住の促進、地方での人材育成など、地方創生の具体的な戦略が掲げられておりまして、経済対策におきましては、これまで実現を強く求めてきた自由度の高い交付金、いわゆる地方創生先行型というようになっておりますが、これが盛り込まれておりまして、地方 6 団体としても評価するという共同声明を発表したところでございます。

この交付金は、当面、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の一環として補正対応をされておりますが、平成 28 年度からの本格実施に向け、成案を得るということにされております。

ご案内のとおり、地方創生先行型は今回の補正予算の中では 1,700 億円ということになってございますが、昨日の全国市長会の会議の中でも、補正予算につきましては、来月上旬には議決の見込みということでございます。

本会といたしましても、単独あるいは全国市長会等を通じまして、少子化対策の抜本的

強化や、東京一極集中の是正に向けまして、地方創生関連事業の財政措置が今回限りにならないよう、国に対して今後とも声を上げていく必要があると考えております。

各市におかれましても、創生法によりまして、努力義務とはいうものの27年度中には、人口ビジョン、そして総合戦略を策定することになっております。国が、地方の創生や地域経済の活性化に向けまして本格的に取り組もうという折角の機会でございますので、各市におかれましても、積極的に正面からお取り組みいただければと思っている次第でございます。

そして、その取り組んでいく過程におきまして、制度上の改善事項等がございましたら、本会としましても国等に要請・要望をしまいたしますので、ぜひ、お知らせいただければと思っております。

それから、27年度の税制改正でございますが、年末に全国市長会から国等への緊急要請の依頼があるなど、たいへん心配されたところでございましたが、固定資産税の償却資産税に関する租税措置の問題、それから、車体課税の見直し、ゴルフ場利用税の維持などにつきましては、市長会の主張どおり、引き続きの検討であったり、28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るといように先送りされたところであります。

ただ、二輪車に係る軽自動車税の税率の引き上げにつきましては、改正済みの地方税法の規定どおり、27年度からの実施を求めてきたところでございますが、1年延期されて28年度からということにされたところでございます。

各市では、条例改正を行うなど所要の準備を進めていただいていたところでございますが、その意味では非常に残念なところでございますけれども、改正条例の施行日を定めておりますので、その変更を、今後、行わなければならないということになります。この点、今日は堀内市町村課長がお見えでございますが、市町村課にも確認したところでございますけれども、例年の地方税法の改正と同様の手続、つまり、専決処分に対応いただくこととなり、総務省から通知があり次第、各市には速やかに通知したいと、このような話を聞いておりますので、適切な処理をお願いしたいと思っております。

いずれにしましても、このようにいろいろな課題が山積する中において、19市が具体的な課題に時機を逸することなく、積極的に国あるいは県に対しましてしっかりと意見を伝えるということがたいへん重要なことだと考えております。このことが、真の地域主権の確立に向けて前進することだと考えております。

今後とも、各市におかれましては、地域の実情を大いに発信していただきまして、本会としてそれを取りまとめ、国あるいは県に要請・要望をしまりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなりましたが、終わりに、本日の会議でございますが、4月に開催いたします第136回の市長会総会に提出いたします各市提出議題の審議のほか、県の施策説明などを予定しているところでございます。1日に及ぶ会議となりますが、熱心な議論が行われ、有意義な会議となりますようお願い申し上げまして、開会に当たつてのあいさつとさせていただきます。

きます。本日は、よろしく願いいたします。

3 来賓あいさつ

(藤森事務局次長)

続きまして、本日、大変お忙しい中、ご出席いただいております長野県企画振興部市町村課長、堀内昭英様からごあいさつをお願いしたいと思います。堀内課長様、よろしく願いいたします。

(堀内県市町村課長)

皆様、おはようございます。

昨年9月1日から市町村課長を務めております堀内昭英と申します。本日、初めてお目に掛かる方もいらっしゃるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、19市の副市長・総務担当部長会議にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日々、住民福祉の向上、また、地域の振興に多大なご尽力をいただいていることに関しまして、心から敬意を表する次第でございます。

また、県政の推進に対しまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今、国・地方を通じて特に力を入れて取り組まなければならない政策テーマが、先ほども市川事務局長からお話がありましたが、地方創生ということでございます。国におきましては、昨年末に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、それと総合戦略を策定いたしましたところでございます。

また、26年度の補正予算に地方創生先行型の交付金を1,700億円計上した他、27年度の地方財政計画において、地方創生に取り組むために必要な経費を1兆円計上するというようなことで、地方創生に向けた取り組みを強力に推進しているところでございます。

このような中で、県におきましては、既に市長会にもご参加いただいております人口定着・確かな暮らし実現会議におきまして、幅広い意見交換を行ってきているところでございます。

先日の1月21日の第4回の会議におきましては、みんなで支える子育て安心戦略、未来を担う人材定着戦略、経済自立戦略、確かな暮らし実現戦略、この四つを柱とします施策展開の方向性について議論を行ったところでございます。

地方版の総合戦略につきましては、県・市町村共、27年度末までに策定するということが努力義務となっておりますが、引き続き市町村と連携・協力しながら、総合戦略策定を進めてまいりたいと考えております。

とくに、少子化対策につきましては、県と市町村で設置をいたしましたワーキンググループ、こちらで検討を重ねまして、昨年末に27年度からの子育て戦略の方向性をまとめました長野県子育て支援戦略というものを策定したところでございます。

この戦略では、みんなで支える子育て安心県の構築に向けまして、市長会・町村会の皆

様とともに取り組んでいく決意をしたところでございます。今後とも、安心して働ける長野県、結婚や子育ての希望がかなう長野県、人を引きつける魅力のある長野県、それらを目指し、市町村の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本日は、様々な議題につきまして皆様と意見交換をさせていただけるたいへん貴重な機会でございます。日頃から基礎自治体といたしまして、市民の皆様の声を感じ、市政を支えていらっしゃる、そのような立場から忌たんのないご意見をお聞きし、今後の県政に活かしてまいりたいと考えております。

最後に、本日の会議が実りあるものとなることをご期待申し上げるとともに、ご参集の皆様のみますのご健勝・ご活躍をご祈念申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

(藤森事務局次長)

ありがとうございました。

本日、県市町村課からご出席いただいている堀内課長様を除く皆様をご紹介します。

市町村課行政係担当係長、松山順一様。

(松山県市町村課行政係担当係長)

よろしくお願いたします。

(藤森事務局次長)

同じく行政係主事、山浦翔様。

(山浦県市町村課行政係主事)

よろしくお願いたします。

(藤森事務局次長)

以上でございます。県の皆様には、後ほど議事においてご助言等をいただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

4 新任副市長紹介

(藤森事務局次長)

ここで、昨年7月4日開催の副市長・総務担当部長会議以降に就任されました副市長さんを就任順でご紹介申し上げます。恐れ入りますが、ご紹介後、自席にてご起立をお願いいたします。

初めに、大町市、吉澤義雄副市長様、平成26年8月12日のご就任でございます。

(吉澤大町市副市長)

よろしくお願いたします。

(藤森事務局次長)

次に、伊那市、林俊宏副市長様、平成27年1月7日のご就任でございます。

(林伊那市副市長)

よろしくお願いいたします。

(藤森事務局次長)

以上でございます。

次に、本日の副市長・総務担当部長会議であります。会議録をホームページで公開する会議としております。事務局において作成しました会議録を出席者等にご確認いただいた後、ホームページにアップさせていただきますので、ご承知おき願います。

続きまして、会議予定についてお知らせいたします。この後、次第に従い、各市提出議題の審議を行います。議題審議につきましては、1議題当たり8分程度を見込んでおりまして、午前中に10件の議題について審議をお願いし、終了後、昼食の予定となっております。

昼食会場は、この会場の隣となります。

席につきましては、とくに指定しておりませんので、適宜、お座りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

昼食後、午後1時から会議を再開し、残りの各市提出議題11件、及び事務局提出議題の審議をお願いし、審議終了後の午後3時頃、休憩を予定しております。

休憩後、県からの施策説明及び平成27年度市町村職員研修事業について、それぞれご説明いただきまして、午後4時頃までには会議の日程を終了する予定でございます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

5 座長選出

(藤森事務局次長)

それでは、座長の選出に移ります。座長につきましては、慣例により、長野市の黒田副市長様にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(藤森事務局次長)

それでは、黒田副市長様、よろしくお願いいたします。

(黒田座長)

おはようございます。

長野市の黒田でございます。慣例によりまして座長を務めさせていただきます。時間も既に10分ほど押しております。皆さん、進行にご協力をお願いいたします。

それでは、早速ですが、次第に基づいて、順次、ご審議をお願いしたいと思います。

各市提出議題につきましては、審議に先立ちまして、事務局職員に「提案要旨」の朗読をお願いして、提案市で補足説明等ございましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

その後、県のご意見等をお聞きした上で、質疑等を行いたいと思いますので、ご意見・ご質問がある方は、挙手いただいてからご発言をお願いしたいと思います。

また、これから申し上げます各市提出議題番号につきましては、午前中の審議とし、残

りの議題は、県の担当課長がお見えになりますので、午後の審議とさせていただきたく思っています。

午前中の議題番号を申し上げます。議題番号では、2、5、6、7、10、11、12、13、15、18番という10題を午前中に行いたいと思います。2、5、6、7、10、11、12、13、15、18と、そのようなことでお願いしたいと思います。

審議順につきましては、お手元に配付いたしました「各市提出議題審議順」というものとおりに行いたいと思いますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

なお、各市から提出されました21件の議題につきましては、4月16日に自治会館で開催する第136回市長会総会への副市長・総務担当部長会議からの提出議題とするかどうか、その取り扱いについても決定していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

6 議事

(1) 各市提出議題

議題2 個人番号カードの交付方法の再検討について

(黒田座長)

それでは、進行からありましたとおり、1議題8分程度ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議題の2です。「個人番号カードの交付方法の再検討について」、早速、審議に入りたいと思います。松本市さんの提出でございます。

事務局から提出要旨の朗読をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。議題2についてご説明いたします。

本議題は、松本市からの提案で、現行制度の改善を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

総務省が示す個人番号カードの交付方法は、住民が必ず一度は市区町村の窓口に来なければならず、交付手続きも煩雑で、交付率の低下が考えられる。住民の負担を軽減し、窓口の手続きも簡便な方法になるよう、再検討を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案されました松本市、坪田さん、何か補足説明がありましたら、お願ひします。

(坪田松本市副市長)

10月から通知が始まって、28年1月から交付になるという、この時期に少し機を逸し

ているかなと思ひまして、むづかしいかなと思ひのですが、現場は、相当大変だということよりも、市民の皆さんが、非常に煩雑な作業を経てカードを取得しなければいけない。

われわれの今のカードでも4%ぐらいしか登録がありませんが、今回も煩雑なので、なかなかこのカード交付が進まないのではないということも懸念されますので、抜本的に変えることはできませんが、一番は、業者が介在して、個人から業者へ行って、業者から市に来て、また個人へ行ってということがありますので、通常の個人カード、住基カードとは違うプロセスがありますので、煩雑になっているのですが、この段階に来て直すことは非常にむづかしいということも認識はしていますので、実態、実行面、実際にやる場面で様々な問題が起きると思ひますので、高齢者、身体障害者等の負担も多いと思ひます。従って、できるだけ簡便な方法で実際の交付率が上がるような対策を講じていただきたいということでもあります。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からコメントをお願いしたいと思ひます。

(堀内県市町村課長)

はい。マイナンバー制度の個人番号カードの配布ということでございますが、配布方法につきましては、番号法の施行によりまして、交付申請者に対して市町村が指定する交付場所に来庁ならびに個人番号カードを交付するということとされておりますけれども、現在、総務省におきまして、市区町村からの要望を踏まえまして、従来より検討されておりました交付時の来庁方式に加えまして、申請時の交付方式や、勤務先の企業による一括申請などの多様な交付方法も市町村が選択できるように、今、検討しているとお聞きをしております。

いずれの申請の場合で申請もしくは交付の場合におきましても、来庁時には厳格な本人確認ということが必要になっております。県といたしましては、個人番号のカード、それのみで身元確認や個人番号確認ができるものでございますので、交付に当たっては、厳格な本人確認が求められるものでございます。市町村窓口へ来ていただいて本人確認することとは、適当ではないかなと考えているところでございます。

また、市町村窓口において弾力的な交付を行うことができるように、先ほど申しましたけれども、総務省において多様な交付方式が検討されているということでございます。その検討状況を注視するとともに、住民や窓口事務の負担軽減になるように、ということをお機会を捉えて国に伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの件のご発言を含めまして、何かご質問、発言がありましたらお願いします。

佐久市の小池副市長、ありますか。

(小池佐久市副市長)

確かに松本市さんがおっしゃるとおり、住基カードの発行の状況などを見ますと、これは、まず考えなければいけないだろうという思いは強く持っております。

その中で、今、市町村課長さんの説明では、多くの可能性、様々なことを考えておるといふことであるならば、そちらを見てみたいという気持ちもあります。ただ、やはり不正取得という部分が防げるのか、そのような方法が、やはり望ましい方向性ではないかという気がいたします。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

はい。私も同じ趣旨なのですが、今、松本市さんの方で現場で、例えば、このような形なら本人確認を来庁してもらわなくてもできるというような何か具体的なことが提案としてあるのであれば、それを添えて市長会なり国なりに出していくということがいいと思うのですが、何かご検討があるのでしょうか、具体的に。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

今、カード社会で、様々なカードが郵送できますね。これは、厳密な永久番号になるので、本人確認が絶対条件だといえ、この方法しかないかなと思います。多少、方法で弾力化していく。窓口へ行って本人確認が絶対だということになれば、これしかないかなと思うのです。

でも、われわれの実体社会はカード社会ですが、郵送でやっているものもあるので、それだけでは、少し怪しいのですが、そのような一工夫すれば、もっと簡便に交付できるような体制ができないかなという考えですが、少し悩んでいます。きちんと窓口に行き、必要な書類を添えて本人を確認できることが最も大事だということは分かるので、そこところがネックになっているのですね。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

ここに「現況及び課題」の所で書いていただいているような高齢者や身体障害者というような方が、例えば、一定の条件を満たす方には訪問というようなことであれば、そのようなご提案もあるのかなと思うのですけれども、そのあたりは、国の方でどのような検討をされているのか、よく分からない中でなのですけれども、そのような例外もあります

か。

(堀内県市町村課長)

病気や身体に障害にある方の交付につきましては、任意代理人による交付ができると聞いております。

(黒田座長)

いずれにしても、誰か出向かなければいけないということですね。

(堀内県市町村課長)

そうです、はい、どなたかに出てきていただくこととなります。

(黒田座長)

恐らくまた、委任状を付けてというような形だろうと思うのですがけれども、私も、この議題を提案するときに、では、代案はないのかということ事務局に言ったのですがけれども、なかなかいい代案がない。やはり本人確認のところ引っ掛かってしまうということですので、ここは、具体案ではなくて、広く国で知恵を働かせていただくということで、抽象的ですが、このままでいかなもののでしょうか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

はい、それでは、本件は、原案のとおり市長会総会に提出することといたします。

議題5 マイナンバー制度の「個人番号カード」の多目的利用に要する経費に対する特別交付税措置の継続について

(黒田座長)

次に、飛びますが、議案の5番、上田市提案の「マイナンバー制度の『個人番号カード』の多目的利用に要する経費に対する特別交付税措置の継続について」を議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。

それでは、議題5についてご説明をいたします。本議題は、上田市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

現在、「住民基本台帳カード」の多目的利用に要する経費については、特別交付税措置がされているが、平成27年度からの「個人番号カード」の多目的利用に要する経費に対する特別交付税措置についても継続を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

提案されました上田市から、井上さん、何かご説明がありましたらお願いします。

(井上上田市副市長)

はい。それでは、ただいまの提案の要旨のとおりなのですが、現在、「住基カード」には、コンビニエンスストアでの証明交付等の多目的利用の際に特別交付税措置がございまして。

マイナンバー制度の中で「個人番号カード」で、私どもは、本人交付をぜひやりたいと思っております。この際のシステム導入経費等は、現在、自動交付機あるいは「住基カード」の交付については、特別交付税措置があるかと思いますが、これについても引き続き交付税措置を継続していただきたいと、このような要望でございまして。よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

本件について、県から発言をお願いします。

(堀内県市町村課長)

「個人番号カード」取得につきましては、強制ということはありませんけれども、できるだけ多くの国民に取得していただきたいということが趣旨でございまして。

国では「個人番号カード」普及に向けまして、各種証明書のコンビニエンスストア交付など、多目的利用を含め「個人番号カード」を利用した利便性の高いサービスを拡大していくという方針でございまして。

そのようなことから、本年度3月分の特別交付税におきまして、多目的利用のためのシステム改修の改修経費につきまして、特別交付税で見るという予定でいるとお聞きしております。

また、来年度につきましても、今年度と同様な措置を前向きに検討しているとお聞きしているところでございまして。

県といたしましても、市町村における「個人番号カード」の多目的利用の検討を促すために、総務省における財政措置の状況を今後とも注視をしていきたい、また、適切な情報提供をさせていただきたいと考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

趣旨については、本当に賛同いたしますが、「住民基本台帳カード」が特別交付税で措置されているから「個人番号カード」についても特別交付税で措置というようなことでありますが、あえて特別交付税措置というように書かなくても、「個人番号カード」についても国の多目的利用をする場合には、国の財政支援をお願いしたいと、このようなことがいい

のか、あえて特別交付税措置というように指定することがいいのかということですが、一般的には、できれば特交よりも何らかの支援制度というか、補助制度なりを設けていただいた方がいいと思いますので、このあたりは、もし、そのような趣旨であれば、あえて特別交付税でやらなくて国の財政支援のような形を国へ要望していくと。それは、特別交付税になるかもしれませんが、そのような形もどうかなと少し感じたのですけれども、いかがでしょうか。

(黒田座長)

この点は、提案された上田市の井上さん、いかがですか。

(井上上田市副市長)

特別交付税措置でなくても、財政支援の方式でもあれば有り難い話です。現在、恐らく「住基カード」については、システム改修等の経費の2分の1、上限が5,000万となっていますが、できるだけ率が高い補助制度があれば有り難いと思います。

マイナンバー関係のシステム改修経費についても、国で提示した基準額の多くがシステム改修経費の実態に合わないということもございます。できるだけ実態に合うような形で、それが2分の1になるのか、あるいは3分の1になるのかはともかく、きちんとした積算の基に交付していただければ有り難いと思います。

(黒田座長)

はい。どちらでも構わないということですね。

(井上上田市副市長)

はい。

(黒田座長)

恐らく現実的な意味合いから特別交付税ということで、多目的利用の部分は、各団体のチョイス、選択の部分なもので、一般的な交付税だったらやりにくいのかなと思いますけれども、この辺りについては、補助金になったら、次の議題もそうなのですから、まず来ないという状況ですが、いかがでしょうか、そのあたりは。少し幅広い表現にしますか、財政支援をお願いしたいというように。それでは、事務局で少し調整していただいて、そのような修正の上で市長会に上げるということで異議はございませんでしょうか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

では、さように取り扱いをさせていただきます。

議題6 社会保障・税番号制度のシステム整備に関する財政支援について

(黒田座長)

次に、議題の6番、岡谷市、諏訪市、茅野市提案の「社会保障・税番号制度のシステム整備に関する財政支援について」、これを議題といたしたいと思います。

事務局からお願いいたします。

(藤森事務局次長)

議題6についてご説明いたします。本議題は、岡谷市・諏訪市・茅野市の3市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

社会保障・税番号制度の導入における各種システム整備については、国から補助制度(「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」)が示されているが、現在のような補助上限額を設けず、市町村において新たな財政負担が生じないよう、国の責任において万全の財政措置を講じるよう要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、提案された市を代表して、岡谷市の中田さんからお願いします。よろしくお願いします。

(中田岡谷市副市長)

提案要旨そのものでありますので、特に、あえてそれ以上のお話は無いわけですが、この件については、既に、25年、26年と全国市長会でも重点提言というようなことで上がっているものでありますので、ぜひ、そのところも考慮して、きちんとした形で市町村への負担がかからないような措置を的確に履行していただきたいと。先ほど、お話がありましたけれども、かなりかい離が生じているという実態でありますので、そのあたりのところをあえて再要望というようなことでお願いするものであります。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(堀内県市町村課長)

社会保障番号制度につきましては、国家的な情報基盤でありますシステムネットワーク構築・改修・運営に係る経費につきましては、原則として国が負担をいたしまして、地方に新たな経費負担が生じることがないようにと考えております。

このため、県といたしましては、昨年5月に全国知事会を通じまして、地方に経費負担が生じないようにという要望をさせていただいたところでございます。

今般の総務省関係の補正予算におきまして、26年度では、各自治体の事業費見積額の状況を踏まえまして、補正予算で増額補正をしております。当初予算の311億から720億という大幅な増額の補正を総務省においてはしているところでございます。

ただ、厚生労働省関係につきましては、補正要求をしているという情報は入っていない状況でございます。

いずれにいたしましても、補助金の上限額と実際の充足状況のかい離があるということ

は、県といたしましても認識をしているところでございます。引き続き全国知事会や国と地方の事務レベルの協議の場もでございますので、そちらを活用いたしまして、国に対して全額補助金で措置するなど、地方への経費の負担が生じないようにということで要望をしてみたいと考えております。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

一部、総務省関係で補正予算で対応というお話でありますけれども、引き続き県においても要望していくということでございますが、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

(佐藤飯田市副市長)

はい。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

趣旨にはまったく賛同でありまして、担当からは、この総務省、厚生労働省関係以外にも、国交省の公営住宅の管理システムが関係しているといえますか、番号制度と関連システムとしてあるので、要望先の省庁に国交省も加えていただければという話がありましたので、実情をあまり承知しないで今は発言してはいますが、そのような公営住宅の管理システムについても関連しているということですので、事務局で少し内容を精査していただいて、必要であれば、担当省庁に国交省も追加していただきたいと思っております。

(黒田座長)

はい、他にありますでしょうか。

これも県の後押しということで、一部改善されることですが、市長会に上げることについてご意見はありませんでしょうか。

(「なし。」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

では、国交省は、事務局で確認してもらえませんか。

(市川事務局長)

その上で、ということですね。

(黒田座長)

ええ。その上でいいですかね。

(佐藤飯田市副市長)

はい。

(黒田座長)

はい。では、そのような条件付きでひとつよろしく申し上げます。

議題 7 国民健康保険制度改革の早期実現及び財政支援の継続的な拡充について

(黒田座長)

次に、議題 7、上田市・須坂市・塩尻市提案の「国民健康保険制度改革の早期実現及び財政支援の継続的な拡充について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。

それでは、議題 7 についてご説明いたします。本議題は、上田市・須坂市・塩尻市の 3 市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

国民健康保険事業の安定的な運営のために、都道府県が保険者として運営を担うことの早期実現を求める。実現に際しては、被保険者の負担軽減に配慮するとともに、都道府県と市町村との役割分担や制度の運用について、都市自治体の意見を反映させ、早期に決定することを要望する。

また、移行実現までの期間においても、必要な財政支援については継続的に拡充を図ることを併せて要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案市の代表として、須坂市の中澤副市長、お願いします。

(中澤須坂市副市長)

はい。これは、再提案の内容ですから、皆さん、ご賛同いただいているのではないかと思いますけれども、なかなか、今、国保の場合には、国保の被保険者というか、加入者の年齢が非常に高いということと、低所得者の加入者が多いということがありまして、そのようなことが医療給付費の水準が高くなっていると。結局は、国保については、1人当たりの医療費が高い傾向にあるということ、そして、今度は所得が少ないですから、保険料は、どうしても幾ら保険料率を上げてでも保険料として入ってくる国保税については少ない額になってしまうというようなことで、国保運営もたいへん厳しい状況にあるわけでありまして、須坂市も来年度から法定外繰入をやはり入れざるをえなくなってしまう。保険料率をなんとか抑えるために、法定外繰入をしていくという状況になってきておりますので、ぜひ、これは、要望のとおりでありますけれども、都道府県運営の早期実現、全体的な運営をすることによってそれぞれの突出するような保険料については、本当は調整が取れるのではないかと、このような意味もありますので、都道府県運営の早期実現と、もう一つ

は、保険料がどうしても上昇傾向にあるということですから、それを抑制するために、国にやはり公費負担をお願いしていかざるをえないということでもありますので、国保を健全運営させるためにも、この2点について、とくに、今後、強く国の方へ要望していきたいと、このようなことで要望させてもらったわけでもありますので、この点については、ぜひ、強い要望としてあげさせてもらいたいと、このようなことでもありますので、ぜひ、賛成いただければと思います。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(堀内県市町村課長)

長野県内には、小規模な保険者が多いということでありまして、国保財政の安定化を図るという観点からは広域化は必要でありまして、県が財政運営を担う必要性は非常に高いと県でも考えております。

しかし、国保は、先ほども話がありましたように、低所得者の加入が多い等、構造的な問題を抱えておりまして、広域化だけでは本質的な解決にはならないと考えております。その点、県としましては、従来から国の責任において構造的な問題の抜本的な解決をはかっていただきたいということで、国が一層の財政責任を果たすよう要望しているところでございます。

先日、今年の1月13日に、国の社会保障制度改革推進本部で医療保険制度改革の骨子が決定されております。その中で、国保への財政支援といたしまして、27年度は、保険者支援制度の拡充ということで1,700億円を消費税の増税分から充てると。それと、29年度以降は、3,400億円に増額をしていくと。その差額の1,700億円は、後期高齢者支援金の前年総報酬割ということに伴いまして、協会けんぽに投入されております国保の額が現在2,400億円あるわけなのですが、その中から国保に1,700億円を充当いたしまして、29年度以降は、毎年3,400億円の国費を投入するというような財政支援の拡充が図られるということでございます。

また、都道府県に財政安定化基金の創設をいたしまして国保運営の安定化を図るということで、総額2,000億円の財政安定化基金を想定しているということでございます。

引き続き国におきましては都道府県単位化に向けて安定的な財政運営と効率的な事業運営を確保するために、県・市町村が適切な役割分担の中で共同して国保運営をしていくことが大切としております。今後も国のこれらの議論を注視しながら、必要に応じて知事会等を通じまして意見を伝えてまいりたいと考えております。

それと、国保の運営主体なのですが、都道府県への財政運営への移管ということになりますが、平成30年が、このようなことになっております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

これは、皆さん共通の課題ですね。

それでは、とくになければ、これを原案どおり市長会総会の議題ということで提出することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい、では、さように取り扱いをさせていただきます。

議題 10 太陽光発電設備設置に係るルールの制定について

(黒田座長)

次に、少し飛びますが、議題の 10 番、伊那市提案の「太陽光発電設備設置に係るルールの制定について」、これを議題といたします。

事務局から提案用紙の朗読をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 10 についてご説明いたします。本議題は、伊那市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

平成 24 年 7 月に施行された再生可能エネルギー固定価格買取制度により発電設備の設置が促進され、その中でも事業開始手続き等が短期間で行える太陽光発電設備の設置がその殆どを占めている。太陽光発電設備の設置については、農地など法令による手続きが必要な土地以外は、届出等の必要がないため、近隣住民等への事前の説明がなく、突然建設が始まって住民との間でトラブルになった事例もあり、今後も同様のトラブルが増えることが予想されることから県又は国による設置に係る統一ルールの制定を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、本件につきまして提案されました伊那市から林副市長さん、デビュー戦でございますが、お願いします。

(林伊那市副市長)

はい。お願いします。

太陽光の発電設備でありますけれども、平成 24 年度以降、急激に設置が進みまして、農地等は法令により手続きが必要なのですけれども、原野、山林等については、特に法令等が無いということで、非常に設置が進んでいるということではありますが、たまに急に整備ができたということで地元の皆さんとトラブルになる例もまれにあるわけではありますが、

そのような中で、それぞれのガイドラインは、各自治体に任されているというような状況であるわけですが、できましたら、県・国等で統一基準等を示していただければということで提案をさせていただいたものでありますので、よろしく願いいたします。

(黒田座長)

それでは、本件につきまして県からお願いします。

(堀内県市町村課長)

固定価格買取制度に係ります情報公開が不十分だというような意見が提案されたこちらから出ているところでございます。ということでありまして、県では、関東地方知事会等を通じまして国に固定価格買取制度の運用改善ということを求めてきたところでございます。

昨年の12月に運用の見直しということが発表されまして、太陽光発電の立地を巡る地域トラブルを防止するために、認定時に関係法令の手続き状況について事業者から提出を求め、個々の案件の詳細情報を基に地方自治体にも提供することとされたところでございます。

しかし、農地法などの既存法令においては、自然エネルギー事業に際しての地域の合意形成ということは、必ずしも要件となっていないことから、近隣住民とのトラブルが発生していることも事実でございます。県内の自治体においては、先ほど話がありましたが、うちで調べた限りでは、34の市町村において、条例やガイドラインを設けて運用している実態がございます。

県では、市町村の自然エネルギー担当者等で構成する研究会を設けまして、その中で意見交換や情報共有を図ったり、先駆的な取り組みを紹介しているところでございます。今回、ご提案の太陽光発電に係る統一ルールということでございますけれども、土地利用や土地の開発、まちづくり、景観の問題というようなことは、市町村の実情に応じて対応すべきものではないかと考えておりまして、直ちに統一ルールを作る状況ではないのかなと県では考えております。今後も、市町村や関係部局の連携を密にいたしまして、情報収集や課題の整理、検討を市町村とともに進めてまいりたいと考えております。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。歯切れのいい課長さんですけども、少し歯切れが悪かったかなと思いますけれども。はい、どうぞ。

(立石茅野市副市長)

はい。この太陽光の問題については、私ども茅野市でも、たいへんに住民とのトラブルが発生しています。というのは、うちは観光地を控えています。八ヶ岳の裾野が観光地なのでですけども、そこは遊休農地になっていまして、そこにやはり手っ取り早いお金儲けだというようなことで農家の皆さんが手放したり貸したりして太陽光発電というようなことですね。観光地で商売しているペンションの方などから見ると、非常に違和感があって、自然環境のいい所に来ているのに、突然、そのような施設が出来るというような中で、住

民の反対運動などが到るところで茅野では起こっています。

そのようなことで、うちの方とすれば、景観計画やガイドラインなどを設けて、ある程度、届出義務などの規制はしていますけれども、やはり上位法がない以上、私どもとすれば、いわゆる個人の財産権や所有権の方が優先ですので、結局、最終的には、どうしても造りたいとなると設置されざるを得ないというような状況になっています。

ですので、やはり市町村での取り組みには限界がありますので、これについては、やはり国・県による統一のルールのようなものを作っていただければ、私ども市町村とすれば取り組みやすいかなと、そのように思っていますので、ぜひ、お願いしたいと、そのように思っています。

(黒田座長)

その場合には、とくに、法律という形でなくても、何かの研究会で一定のガイドラインのような形でも構わないわけですね。

(立石茅野市副市長)

はい。

(黒田座長)

市役所にいますと、環境部門では化石燃料に代わる自然エネルギーということで、これは促進ですし、今おっしゃった農地などの面では規制をしてくれという、右手と左手で少し引っ張られる方向が違うような話で、きっとそれぞれ悩みは一緒だろうと思います。県の方では、なかなかむずかしいというお話がありましたが、これについて市長会に上げるかどうか、いかがでしょうか。提案するということがよろしいですかね。これは、旗を下ろしてしまうとそのままになってしまうことになりますので、堀内課長さんには申し訳ないですけれども、市長会でひとつやってもらいたいと思います。

はい、どうぞ。

(中澤須坂市副市長)

このルールは、非常にいいことで、やはり景観などの意味合いもありますし、反射の光が心配というようなこともあるので、ぜひ、ルールを作っていただきたいし、これは、これでいいことだと思うのですが、この「現況及び課題等」の一番最後に書いてありますところ、下から2、3行あたりに、「都市部の企業が事業を実施していることが多く、利益が地元還元されない状況であり、地域の財産である再生可能エネルギーの恩恵を地域に還元できる仕組みの構築も必要である」と考える」、このように言っておられるのですけれども、このところがよくわからなくて、法人であるから法人の償却資産などで、そのようなものは償却資産税、また利益がある法人であれば法人税、そうではなくて、これは何か特別な意味合いがあるのか、これの利益の一部をあえて市町村に入るといふ、そのような仕組みを作ってくれということであると、このあたりが理解を得られるかなという気がしたのです。

(黒田座長)

ここは、少し観点が違うところだと思うのですね。論点が違うので、これは現況の部分なものですから、少し伊那市さんと事務局で、これは必要かどうか調整してもらえませんか。

(市川事務局長)

そのあたりは、調整させていただきます。

(黒田座長)

皆さんで議論するような話では内容になってしまうから。

(林伊那市副市長)

お願いします。

(黒田座長)

中澤さん、それでいいね、これは。

それでは、本件につきましては、市長会に議案として提案するというところでよろしゅうございますか。

はい、では、さように取り扱わせていただきます。

議題 1 1 経営所得安定対策「ナラシ移行のための円滑化対策（26 年産限り）」の継続について

(黒田座長)

次に、議題の 11 番であります。安曇野市提案の「経営所得安定対策『ナラシ移行のための円滑化対策（26 年産限り）』の継続について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 11 についてご説明いたします。本議題は、安曇野市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

国の経営所得安定対策「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」に加入できない農家に対し、26 年産限りではあるが、「ナラシ移行のための円滑化対策」が設けられている。ナラシ対策に加入できる「認定農業者」や「集落営農組織」等以外の小規模農家を救い、農村集落を維持するため「ナラシ移行のための円滑化対策」の継続を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。本件につきましては、安曇野市から補足説明がありましたら。

(村上安曇野市副市長)

私どもの例だけで申し上げますと、ナラシ対策対象面積が、だいたい円滑化対策面積と同面積でございます。1,100ha ございます。入っている方々はいいのですが、入っていない方が、やはり同じぐらいということで、このナラシ対策移行円滑化対策は 26 年度に

限るということで、まだ私どものところだけで見ましても、2,292 件加入していないというような実態でございます。これを1年でやめられてしまいますと、その補填を継続してやるということになれば、1億円ぐらいを市の単独事業で負担しなければならないことになりますので、認定農家が増えるためにも、このナラシ移行をもう少し延ばしていただきたいという要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

それでは、県からお願ひします。

(堀内県市町村課長)

国では、米菓の下落によります収入補填をする対策を平成 27 年度からナラシ対策に一本化するということでございまして、今回の円滑化対策は、その移行措置として特例的に 26 年度に限り実施しているものとお聞きをしております。そのことから、27 年度産移行の継続は、非常に言いづらいのですが困難ではないかと考えているところでございます。

なお、ナラシ対策につきましては、27 年度産からの対象者が認定農業者、集落営農、認定就農者に限定をされることとなります。そのため、県としましては、制度周知のための農業者向けのリーフレットを4万部ほど作成をいたしまして、配布をして制度の対象者となるように推進を今は図っているところでございます。

また、制度の対象者が 27 年度から限定される一方で、規模要件が廃止をされまして、集落営農の加入要件が緩和されることとなります。そのため、小規模の農家につきましても集落営農としての加入が可能となってまいります。引き続き、市町村や農業再生協議会と連携をいたしまして、制度の対象者となりますように県としましては加入を推進してまいりたいと思ひます。

また、今後も米菓の下落を含めまして、稲作農家の経営安定が図られる対策を取るよう必要に応じて国に求めてまいりたいと考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい。ただいまの意見も含めまして、何かご意見、ご質問は。

はい、どうぞ。

(村上安曇野市副市長)

私どもの方では、先ほど申し上げました 2,292 戸に対しまして 107 戸しかその認定農家もしくは営農組合になっていないのですね。その緩和要件をいくら外したところで、今年しか出来なかったことを、もう来年、即やめてしまうというところをもう少し延ばしていただいて、その認定農家になる、あるいは集落営農ができるような体制を作っていただかなければ、これは解決しないと思ひますので「やりません」ということでは困りますので、ご検討いただければと思ひます。

(黒田座長)

ほかに何かありますか。これは、制度的にはおっしゃるとおりで、では、何年やったらいいのかと、このような話になるのかと思います。

ただ、安曇野市さんの場合は、われわれの想定を超えるほどの大きな影響があるということですから、そのような実態をわかってもらうということも含めて、いかがでしょうか、市長会へ上げるということで異議ございませんでしょうか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

はい、では、そのように取り扱いをさせていただきます。

議題 12 地域水利ストックマネジメント事業の受益者負担の軽減について

(黒田座長)

次に、議題の 12 番、中野市提案の「地域水利ストックマネジメント事業の受益者負担の軽減について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 12 についてご説明いたします。

本議題は、中野市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

土地改良施設の老朽化対策として、ストックマネジメント事業などに取り組む土地改良区が増えてきている。ストックマネジメント事業は、主要本線部分の基幹水利ストックマネジメントと枝線部分にあたる地域水利ストックマネジメント事業があり、一体的に取り組む必要がある。

事業費負担について地域水利ストックマネジメント事業は、団体営土地改良事業扱いとなり、国 50%、県 1%、地元 49%であり、財政負担が重いことが理由となって進捗が遅ることが懸念される。県の助成を 1%から 10%として事業進捗が図られるよう要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

これにつきまして中野市の横田副市長さん、何か補足説明がありましたらお願いします。

(横田中野市副市長)

はい、よろしく申し上げます。

過去の本会議、それから市長会でこの議題を取り上げていただきまして、なおかつ知事に要望されておったわけです。たいへんしつこくて申し訳ないわけですが、過去に安曇野市の場合、土地改良区が事業主体となって取り組んでいただいたものもありまして、それらが老朽化してきたことから、それらの団体から強く要望がありましたので、改めて

出させていただいたものであります。ここに書いてありますように、以前に1%頂いたものを国で重要な事業としておりますので、ぜひ、県にもよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、25年のこの会議だと思っておりますけれども、県から受益者面積が20%以上を対象とする県営事業が25年から創設されるので、その事業を活用するようというご回答をいただいておりますが、その事業では、かんがい排水事業の整備がむずかしいように思いますので、今回、改めてお願ひしているものでありますので、よろしくお願ひいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願ひします。

(堀内県市町村課長)

県の補助率引き上げでございますけれども、これまでも事業実施主体であります市町村や土地改良区から団体営土地改良事業の県費補助率引き上げの要望を受けているところでございますが、県におきましては、厳しい財政の下、応えられない状況が続いているということでございます。

なお、先ほども受益面積要件の緩和という話もございました。それに加えて、国の平成26年度予算からでございますが、農地利用の集積率に応じまして交付金が助成される仕組みも新設されておりますので、このような制度を活用して農業者の負担の軽減を図っていただきたいと考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい。ありがとうございました。

本件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願ひします。

また、これから皆さんのところもそうですけれども、徐々に老朽化の更新が増えてくるので、これが1%になったいきさつは、なかなか申し上げにくいところがありますけれども、これも市長会への提案にすることにつきまして異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。では、さように取り扱いをさせていただきます。

議題13 農地情報公開システムによる農地台帳情報のインターネットでの公表事項と手数料の徴収について

(黒田座長)

次に、議題の13番、同じく中野市提案の「農地情報公開システムにおける農地台帳情報のインターネットでの公表事項と手数料の徴収について」、これを議題とします。

事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

議題 13 についてご説明いたします。

本議題は、中野市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国等でございます。

提案要旨を朗読いたします。

農地法の改正（平成 25 年 12 月改正農地法）により、今年 4 月 1 日から、農地台帳の記録事項を、市町村窓口での閲覧のほか、農地情報公開システムによりインターネットで公表されることとなるが、インターネットでの公表に関して以下の点について要望する。

①インターネットでの公表及びシステムを構築した全国農業会議所へのデータの提供は「農振農用地区域内」の農地を対象とし、提供するデータは法定項目のみとする。

②農地情報公開システムでのインターネットでの公表について、全国農業会議所は、閲覧記録を整備し、閲覧手数料を徴収し、徴収した手数料は市町村に交付する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案の中野市から補足説明がありましたらお願いします。

(横田中野市副市長)

はい、お願いいたします。

農地台帳については、農業委員会が担当しておりまして、この会議ではないかなとは思ったのですが、提案させていただきました。

農地台帳の公表については、1 年間の公表できるという経過措置が本年の 3 月 31 日で満了して、4 月 1 日からは「公表するものとする」というようになるわけですが、その内容、方法等については、いまだに農水省と総務省の間で協議、調整を 1 年間おやりになったと聞いておりますけれども、済んでおらないというような状況の中で、インターネットでの公表については、個人情報もありますので、十分注意していかなければならないと思うので、お願いしました。

公表の項目については「市街化区域外」とあるのですが、農振農用地の域内の農地だけと。それから、公表項目については、法定項目のみとするようにということで、うちの農業委員会では、もう話をさせていただいておるわけですが、ここに来て同じようなことを申し上げてもどうかと思うのですが、早急に国においても対応を望むものでありますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(堀内県市町村課長)

農地情報公開システムの関係でございますけれども、全国農業会議所が構築をいたします農地情報公開システム、これによる方法と、こちらのシステムによらずに農業委員会が独自に行うことも可能になっています。

その上で、今回、要望がありました全国農業会議所へ提供するデータと内容の限定につきましては、長野県農業会議を通じまして全国農業会議所へお伝えしたいと考えております。

2点目の農地情報の公開に伴う閲覧手数料の件につきましても、長野県農業会議を通じまして全国農業会議所へお伝えをしたいと思います。

農地情報の公開は、インターネットでの公開ということで、閲覧手数料をどのように徴収するかというような技術的な問題もあるかとは思いますが、他県の自治体からもそのような要望があるということもお聞きしておりますので、お伝えをしてみたいと考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

何か意見はありますでしょうか。 はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

①の方は、個人情報の漏えいが懸念されるので絞った方がいいという提案の仕方というよりは、農振農用地の域内の農地だけでも、その集約化については趣旨が達成できると思うので、そのような意味で絞っていった方がいいのではないかと。これは、政令改正というか、法令改正というか、そのようになっていくので、簡単なことではないのですけれども、①番については、文面はこのままでいいと思うのですけれども、提案理由などの整理は、その方がいいかなと思っています。

それから②の方は、一般的にわれわれが徴収している手数料は、何人の人が何分掛かってやる仕事なので幾らというような積算になっていますので、インターネットにデータを載せているものを例えばクリックしたらいくらというものを手数料として取ることは、かなり無理があるのではないかと思います。②については、市長会に提案することは少し控えた方がいいのではないかなと私個人的には思っています。

(黒田座長)

私どもの議論の中でも自治法上の手数料としては難しいですね。特別なサービスということなのですが、インターネットに載せてオープンにすることは、皆さんに対するサービスなので、特定の人にだけのサービスではないものですから、法的にむずかしいことはあると思いますし、今のところ、全国農業会議所へ提出する公開データを見ますと、登記簿を見る上でのもう少し大雑把な形に見えるのですけれども、このあたりについては、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(小池佐久市副市長)

このシステムを公開することのそもそもの目的は、どのように捉えているのですか。これは、どのような目的で公開するのかということなのですが。

(黒田座長)

恐らく農地の集約化、流動化を進めるために、このようなものがあるということだろうと思うのですけれどもね。

(小池佐久市副市長)

恐らく、このようなものを公表することによって、そのような動きを促進することではないかと私は推測しているのですが、だとするならば、より積極的に出していくべきであろうと思いますし、そのことによって、その使用料あるいは閲覧手数料を徴収するということが自体が目的からすれば外れているのではないかという気がします。

それから、もとよりこれは、法務局に例えば行ったときに、様々なものを得られるわけですし、今は積極的に出せるものは出せばいいのでしょうし、今の飯田市さんの話のとおり、少し合わないかなという気が私もあります。

(黒田座長)

いろいろ議論が、これは、あるところだと思うのですけれども、県とすれば、いろいろとこのような課題があることは伝えてくれるということなのですが、これは、4月1日からもう施行されてしまうのですね。政令も、おそらく、そこで動いてしまっているものですから、4月16日の市長会で議論してもらおうということになると、何か少しどうかと。中身の問題以前に、どうでしょうかという感じがするのですけれどもね。今後に向けてということだったらいいのでしょうかけれども、今後に向けてだとしても、今のように少しいろいろ意見が別れるところかなと思っております。

どうですかね、中野市さん。

(横田中野市副市長)

はい。先ほど県から県会議を通じて全部動いているとご答弁をいただきましたので、それでいいのですけれども、趣旨は、国の補助をして整備をしたものについては積極的に公開をするのだという趣旨だったらそれでいいと思うわけですが、農地を守る立場で整備をするのか、開発をするために公表をするのかという立場の立ち位置によっても、多分、違ってくるのだと思います。

それから、手数料については、法務局の手数料については登録制で頂いているという部分があると思いますので、そのようなことからすると可能かなと思いますけれども、提出については、先ほどお答えいただきましたので、それで結構です。

(黒田座長)

よろしいですか。

(横田中野市副市長)

はい。

(黒田座長)

それでは、いかがでしょうか。これは、では、市長会では議題として提出することは、いろいろと期限の問題もあって大変ですので、このようなご提案が中野市さんからあったということを市長会に報告するという観点では、いかがでしょうか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

市長会でもんでもらうということではなくて、副市長会でこのような議題が提案されたということを報告するというところでよろしゅうございますか。

(はい。との声あり)

(黒田座長)

はい、では、さように取り扱わせていただきます。

議題 15 高速道路通行料金の割引制度の復活（拡大）について

(黒田座長)

それでは、次が議題の 15 番、大町市さん提案の「高速道路通行料金の割引制度の復活（拡大）について」を議題といたします。

事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 15 についてご説明いたします。

本議題は大町市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

地域経済の回復を図るため、高速道路通行の ETC 装着車に対する割引制度の復活と、国策による高速道路通行料金の割引制度の拡大を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、提案されました大町市の吉澤副市長さん、デビュー戦でございますが、補足説明をお願いします。

(吉澤大町市副市長)

はい。デビュー戦ですので、お手柔らかにお願いいたします。

ここで言っている高速道路通行料金の割引制度というのは、いわゆる ETC 割引のことでございます。ETC 割引につきましては、今年の 4 月に改正されまして、大幅に縮小又は廃止をされているところでございます。

当市がございます北アルプス地域は、年間 800 万人を超える観光客の方にご利用いただいている観光地であります。観光産業が地域の基幹産業となっているところであります。しかし、当地域は、新幹線等の高速大量輸送手段がないために、近年は、当市及び当地域

に訪れていただく観光客の皆さんの足は、ほとんどが自家用車を利用されているということで、自家用車をご利用される方が約8割となっています。

このような状況の中で、今年の観光客の入り込み客数を見ますと、一昨年と比べまして大幅な減少となっています。

具体的には、夏の一番の観光地であります黒部ダムへは、8月と10月の入り込み客数が過去最低となっております。また、7月と11月も、対前年比で大きく減少をしているところでもあります。

この原因につきましては、分析しますと、消費税の増税や燃料費の高騰、あるいは天候不順など、様々な要因があるかと思われましても、とくに、ETC割引の休日割引が今年の7月から従前の5割が3割に縮小されたということで、この7月からの落ち込みが大きくなっているということがございます。従いまして、このETC割引の縮小ということも観光客の減少の大きな要因の一つではないかと思っているところでもあります。

このようなことから地域産業に占めます観光産業の比重が非常に高いこの地域、あるいは観光地を抱えている長野県におきましても、このETC割引の復活あるいは拡大が地域経済の活性化に有効な方策の一つではないかと思っております。

また、物流コストの面から言いますと、最近は燃料費が大分安くなってきて、燃料費の負担軽減がされつつあるわけですが、それに加えて、このようなETC割引の復活をされれば、さらに地域経済の活性化に寄与するものと考えているところでもあります。どうかご理解とご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(堀内県市町村課長)

現在の割引制度につきましては、大口・多頻度の割引ということで、40%を50%に上げていることが公的に入っているのですが、それを除きまして、高速道路会社の自主財源の範囲内で実施をしているところがございます。

先ほどの物流コスト削減のための大口・多頻度割引は、この27年3月までという予定でございましたけれども、国の26年度補正により、現在、要求されているところがございますが、28年3月末まで延長したいというように予定をしているところがございます。

また、観光客数にも影響があります高速道路の通行台数でございますが、全国で見ますと、今年の4月から10月の対前年比で、NEXCOの3社の計では97.1%。長野県内はどうかといいますと、94%ということで、全国よりも低くなっている状況でございます。

また、安曇野インターチェンジの状況を見ますと、94.8%というようなことで、長野県内平均よりも若干上回っている状況でございます。県といたしましては、当面、新たな料金制度の影響を見極めつつ、知事会等とも連携をしながら、必要に応じて各機関へ要望し

てまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

「必要に応じて」というのは、なかなか微妙な言い方を頂戴しましたけれども、要望していくということでございます。

よろしいですか。

では、本件につきましては、市長会に提案するというご異議はありませんか。

(「異議なし。」との声あり)

(黒田座長)

はい。では、さように取り扱いをさせていただきます

議題 18 公的病院への助成に関する特別交付税措置に代わる新たな助成措置について

(黒田座長)

それでは、午前中の最後になりますけれども、議題 18、飯山市提案の「公的病院への助成に関する特別交付税措置に代わる新たな助成措置について」、これを議題といたします。

事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。

それでは、議題 18 についてご説明いたします。本議題は、飯山市からの提案で、新たな施策の要望を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

地域医療の中核である公的病院の存続は、住民の命を守るうえでたいへん重要であるが、人口減少、医師不足等によりその経営が厳しい状況にある。

現在、公的病院に対して自治体が財政支援をおこなった場合の特別交付税の措置はあるものの、地方交付税は、その総額やそれに閉める特別交付税の割合等が地方交付税法により定められていることから、申請した額が自治体に交付される特別交付税額に、反映されづらい実状である。そこで、特別交付税に代わる国の支援制度として、安定した新たな助成措置を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、飯山市さんから何か補足がありましたらお願いします。

(月岡飯山市副市長)

はい。提案要旨のとおりでございますが、現在、地方の中核病院における恒常的な医師不足、そしてまた、赤字化等によりまして、住民の皆さんには非常に医療体制についての不安があるところでございます。

しかし、今現在、自治体が財政支援をおこなった場合には、先ほどの提案要旨にもありましたように、特別交付税による制度について、ルール分としては認められているわけですが、調整分による調整減の実態もございまして、支援自治体としては、公的病院に対する財政支援への交付税手当に大きな不安があるわけでございます。従いまして、特別交付税による措置は、交付税交付額の不安定さから、公的病院への財政支援は、やはり慎重にならざるを得ない状況になっているわけございまして、これに代わる新たな国の支援制度を求めるものでございます。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(堀内県市町村課長)

公的病院への助成に対する財政措置は、特別交付税のルール分というようなことで、現状は、満額措置されているということになっております。公的病院助成の特別交付税措置につきましては、平成 20 年に制度化されて以降、何度か制度改正が行われてきているところでございます。

また、交付税の今後の見直しの中で、普通交付税と特別交付税の割合の見直しということになっておりまして、平成 28 年からは、交付税全体の、現在は 6% が特別交付税に充てられているわけなのですが、それを 5%、また、29 年からは 4% ということで、特別交付税から普通交付税の方に多く行くような移行が予定をされております。

そのような制度改正の中で、公的病院助成の特別交付税措置がどのような扱いで行くのかということ注視をしてみたいと考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい。ただいまのご説明も含めて何かご意見、ご質問はおありでしょうか。

恐らく飯山市さんは、飯山日赤が中心になっているから、これは切実な問題だろうと思いますけれども。

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

今、飯山市がおっしゃる特別交付税措置は、実際は効いていないということございませぬ。つまり、飯山市がおっしゃったように、結局、パイのような配分なものですから、それだけ支出しても、実質、特別交付税は増えないというところで、実績額の交付税の項目をやっても、おやりになる自治体は少ないと。中には、県下の市町村もありますけれどもね。おそらく長野市の病院関係から特別交付税をなんとか出してくださいと。おそらくよその皆さんもそうだと思うのですが。

われわれは、医療政策上、市長の出しますという判断がない限り、いくら特別交付税を

措置されても出しませんと。それが一番なのですね、理由は。

ですが、病院側は、総務省の公営企業サイドでは、これだけ特別交付税措置をしてあるから、各市に働き掛けて、もらいなさいと言って指導している節があるのですね。

私は、それは、総務省はおかしいのではないかと。そのように安直に特別交付税の総枠がきちんと取れると言わないでくれと。結果は、総額は国の配分である特別交付税は変わっていないので、もしこれが全国で一斉に医療機関に特別交付税を出したらいくら出るのですか。では、その分の特別交付税は増やすのですかと。そんなわけないですよ。

ですから、とてもこの制度そのものは、やはり効いていないということですがけれども、おっしゃるように別の財源あるいは普通交付税に回したりしなければ、事実上社会的意義のある医療機関に対する今の制度では助成できないということだと思いますので、抜本的な対策をしなければいけないと思っております。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(小池佐久市副市長)

飯山市さんのご提案もありましたけれども、先ほど市町村課長さんのお話にありました特別交付税や普通交付税というようなものではなくて、ご提案の趣旨は、安定した新たな助成措置というような主眼があるのではないかと私は思っております。

ですから国が、直接、助成したり、交付税を返さないような方法も、この中で、飯山市さんに確認いただきたいと思っておりますけれども、私は、そのように受け止めて、ですから交付税措置ではない国の直接的な支援も視野に入れていただきたいと思っております。

(黒田座長)

幅広くということですね。

(小池佐久市副市長)

はい。

(黒田座長)

いかがですか、飯山市さん。

(月岡飯山市副市長)

はい、正にそうございまして、私どもも、ここで名前は申し上げませんが、他の町の赤十字病院につきましても同じような事例がございまして、そこではかなりの財政援助をやったということで、私どもも出掛けまして調査をさせていただいたところ、次の年の交付税は、総額では同じだったということでございまして、交付税措置をされているわけがありますが、このままで行くと私どももできないという状況でございますので、新たな例えば交付税措置というよりも新たな補助金なり何らかの措置を設けていただきたいと思っております。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

実は、午後にやる3番の私どもの提案した地域公共交通、これもやはりここでという話になっているのですが、病院もそうなのですけれども、公共交通も、お金がないからやめましたり、あしたから、今年はあまり来ないので本数を半分にしますというような世界ではないのですね。そのような意味では、やはりおっしゃることは共通していると思います。安定した、しっかりと見える財源を下さいと、このような趣旨で、表現としては、このような表現でよろしいですか、新たな助成措置と。

(坪田松本市副市長)

座長。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

私は、先ほど「普通交付税」と言いましたけれども、すみませんが、違う財源で医療政策上の財政措置ということです。

(黒田座長)

はい、わかりました。

これは、3番の表現も「補助金または交付金、あるいは普通交付税」というようにしてあるもので、3番のところでもまた言い方を調整させていただきます。そのようなことでよろしいですか。そこは、気持ちはよくわかりましたので、そのあたりの文言をそろえて市長会に提案するということがいかがでしょうか、よろしゅうございますか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。さように取り扱いをさせていただきます。

先ほど事務局から説明がありました日程のとおり、午前中の案件が予定どおり終了いたしました。ここで昼食、休憩にいたしたいと思います。午後の再開は、午後1時でいいですか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

はい、それでは午後1時とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(休憩)

議題1 鉄道駅のバリアフリー化に伴う県補助制度の見直しについて

(黒田座長)

それでは、定刻になりましたので、引き続き協議を始めたいと思います。

議題がまた戻りますけれども、議題の1番、長野市提案の「鉄道駅のバリアフリー化に伴う県補助制度の見直しについて」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。では、議題1についてご説明いたします。

本議題は、長野市からの提案で、現行制度の改善を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

エレベーター等の設置による鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、県の「利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金交付要綱」に定められた補助金の限度額1駅当たり1千万円を撤廃するよう要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案の長野市から補足説明がありましたらお願いします。

(市川長野市企画政策部長)

はい。ただいまの説明のとおりではありますけれども、長野市では、今、バリアフリー法に基づく基本方針に定める1日当たりの平均利用者3,000人以上に該当いたします鉄道駅が3駅ございまして、エレベーター等の設置に向けましては、整備費用の確保が大きな課題となっております。

県の「利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金交付要綱」に定められました補助制度では、補助率は6分の1でありますけれども、限度額が1,000万円と定められておりますので、整備事業費が6,000万円を超えた場合には差額が生じるという状況となりまして、その差額の負担が課題となっております。補助金の限度額1駅当たりの1,000万円の限度額の撤廃を要望したいというものでございます。よろしくお願い申し上げます。

(黒田座長)

はい。それでは、県からご発言をお願いいたします。

(堀田県交通政策課長)

交通政策課長の堀田でございます。よろしく願いいたします。失礼させていただいて、座らせていただいて回答を申し上げようと思っております。

それでは、駅舎のエレベーター設置に関する県の補助金に関してご回答を申し上げます。

ただいまのご提案のところでお話ございましたように、県では、この駅舎へのエレベーター設置、これにつきまして「利用者にやさしい駅舎の整備事業」という補助金、これを平成20年後半に立ち上げまして、これまでしなの鉄道の上田駅、JRの長野駅、あるいは長野電鉄の須坂駅等につきまして、計、これまでに7駅に補助をしております。

それで、一方で、これも状況の変化といたしまして、ただいま長野市さんの方からもお話ございましたように、平成23年、バリアフリー法に基づきます基本方針、これに改

定されまして、それまで5,000人以上の駅とされておりましたものが、利用者1日当たり3,000人以上の駅につきましては、平成32年度までにバリアフリー化を実現するという方針が示されました。

また、県内、そのような意味では利用者3,000人以上でエレベーター等の設置が無い駅が、先ほど長野市さんがおっしゃいました三才、北長野、川中島の長野市内3駅を含めまして、まだ7駅あるという状況でございまして、この整備促進をしなければいけないということは、県としても十分認識しております。

一方、この補助金につきましては、県の補助金を上限額1,000万ということでこれまでやってまいりました。従いまして、上限1,000万というものがございまして、補助率6分の1相当、これの補助金が全額交付されないという状況でございまして、この分につきましても、問題意識を持ってきたところでございまして。

そこで、これは、27年度、来年度でございまして、信州中野駅、ここでエレベーターの設置事業が予定されております。このエレベーターの設置に関する補助金につきましては、平成24年におきましても市長会様の方から限度額の見直しについてご要望いただいておりますのでございまして、私どもの来年度の予算編成の過程の中で、財政当局も含めまして上限のあり方について検討してまいりました。

そのような中で、まず、上限が1,000万ということで決定された経緯、理由、さらには、これまでの補助実績、これからの補助の見込み等を含めまして総合的に勘案して、これは一昨日でございまして、知事査定によりまして、補助の限度額をこれまでの1,000万から2,000万に引き上げるということで決定したところでございまして。

補助上限額の撤廃ということには至りませんが、ご要望には、一定程度答えるものになったと考えますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

やっと前向きに取り組んでいただけるということでございます。

何かこの件につきましてご要望、ご質問はありますでしょうか。

まだまだ撤廃というところまでは行かないということなので、相変わらずその差額については地元が負担するのか、JRが負担するのかということは、また今後になるわけでありましてけれども。

よろしいですか。

それでは、堀田課長さんからせつかくいい答えをいただきました。これはこれで「ありがとうございました」ということにしておいて、撤廃というわれわれの理念は、このまま市長会に申し上げるということでご異議ございませんか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

では、たいへん申し訳ありませんが、本当にどうぞ「ありがとうございました」という意味も含めてお願いしたいと思います。

堀田課長、ありがとうございました。

議題3 地域公共交通を維持するための安定的な財源確保について

(黒田座長)

次に、議題の3番、これもやはり長野市提出の「地域公共交通を維持するための安定的な財源確保について」、これを議題といたします。

事務局から朗読をお願いします。

(藤森事務局次長)

議題3についてご説明いたします。本議題は、長野市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

地域公共交通を維持するための安定的な財源確保について、特別交付税ではなく、補助金または交付金、あるいは普通交付税として、措置することを要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、提案市の長野市から補足説明をお願いします。

(市川長野市企画政策部長)

引き続きお願いいたします。

市が運行しておりますコミュニティバス等の運行維持に要する経費につきましては、特別交付税によりまして8割が措置されてきております。しかしながら、優先度が高い災害等の緊急の財政需要が発生した場合、十分な交付とならない状況にございます。

先ほどもお話がありましたとおり、公共交通をそれに伴いまして縮小するという選択肢はないわけにございます。現在、国では、いろいろな施策を打って推進を図っていただいておりますが、併せて、このほど「まち・ひと・しごと創生法」の施行によりまして、活力にあふれた住みよい地方の創生を目指してございます。

これらを転機と捉えまして、地域公共交通の維持に係る財源を、より安定的に確保するため、特別交付税ではなく、補助金または交付金あるいは普通交付税の基準財政需要額の算定項目に組み入れていただきますよう要望したいというものでございます。よろしくお願いたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からご発言があればと思います。

(堀田県交通政策課長)

それでは、引き続き、地域公共交通、これの確保に関する財源につきまして申し上げさせていただきます。

長野市さんからもお話がございましたように、各市町村におきましてコミュニティバス等の運行というような形で地域公共交通の維持・確保が図られているところでございますが、まず、現在、このようなものに対する財源的な措置といたしましては、国におきましては、地域公共交通確保維持改善事業という補助金がございます。いわゆる地域内フィーダー路線と言われている路線、このようなものの運行に関する経費に対しまして、現在、県内 35 市町村に対しまして昨年ですと 4 億弱ほどの交付がされているところでございます。

一方、地方財政措置といたしましては、県内で 4 町村を除きます 73 市町村だったと思えますが、そこに対して昨年度は 20 億円程度が特別交付税に算入されているという状況でございます。

ただ、この特別交付税の算入につきましても、従前ですと、例えば補助裏と単分分で算入率が異なる、あるいはデマンド交通、乗合タクシーのようなものについては特別交付税に算入されないというような状況がございました。それらが順次改善されてきて、補助裏分であろうと単分分であろうと同じように 80%、また、運行形態がどのようなものであろうと 80%というような形で算入されてくるようになったという状況はございます。

そのような中で、普通交付税の基準財政需要額の算定の方に入れるのか、また、特別交付税の方に入れるのか、あるいは一般財源化なのか、特定財源とするのかという点につきまして、私どもの方で一律に論じるわけにはいかないと思っております。

ただ、県といたしましても、現在のこの地域公共交通に対する財源措置は、十分ではないと認識しております。従いまして、私ども本年度におきましては、この地域公共交通確保維持改善事業、これの拡充、予算額の確保、それと併せまして地方財政措置、これにつきまして地域の実態を十分に反映した地方財政措置、このようなものを市長会の皆様共々、国土交通省、総務省に対して要望してきたところでございます。この点につきましては、引き続き国に働き掛けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この点につきまして何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

県も一緒になって取り組んでいただけると、このようなことでございます。

はい、佐藤さん、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

趣旨には大賛成でありますけれども、先ほど黒田市長さんも別のところでおっしゃったように、普通交付税のところはどうか。要するに、普通交付税に算入するというと、実額でどれぐらい負担が生じているかということ算入することは極めてむずかしくなっ

て、路線数などの数字でやると、またこれは足りないという話になりかねないので、先ほどは「財政措置を」あるいは「財政支援を」という言葉だったので、そのような形の方がいいのではないかと。

(黒田座長)

はい、わかりました。

先ほど公的病院のところ、18番ですけれども「安定した新たな助成措置」というような言い方がありますので、そこは必ず合わせる必要があるのかなど。言ってみれば、安定性と明示性ですね。だから「安定的で明示的な新たな助成措置」ぐらいのところ、少し事務局で調整してもらえますか。少し柔らかい言い方が堀田課長さんも動きやすいだろうと思います。

では、そのようなことで、これも市長会に上げることにご異論はございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい、それでは、さように扱わせてもらいます。

議題4 地域公共交通の維持事業に係る国の補助要件の拡充について

(黒田座長)

それから、もう一つありまして、地域公共交通は、これは4番目ですか。次の「地域公共交通の維持事業に係る国の補助要件の拡充について」ということで、安曇野市さんからの提案でございます。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題4についてご説明いたします。

本議題は、安曇野市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象系統の運行の用に供する車両の購入に伴い、現行の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案されました安曇野市から補足説明があればお願いします。

(村上安曇野市副市長)

はい。

国の車両減価償却費等国庫補助金の対象車両が、現行の制度では、フィーダー系の補助金に関しましては定員が11名以上ということになっております。私ども安曇野市におきましては、この11名以上の通勤車の台数は7台、ジャンボが6台、それから4人

乗りが3台、合計16台で運行しておりまして、年間1億円弱の事業となっております。

その関係の中で、実は、11名以上の大きな車は、確かに国庫補助率が2分の1ありまして、ここ下の表にございますように12名、8名、4名と書いてございますが、この12名というところには半額の国からの補助、8名、4名に関しては一切補助がないということでございますが、実際にジャンボタクシーで十分対応できるということが分かっております。

そのような関係で、災害時にはプティバスが認められております。プティバスは、被災地におきまして7名から10名のものも対象にするようなことになっておりますので、8名定員のものもやっていただきますと、交通弱者に対しましてドア・ツー・ドアのサービスができるということで、ぜひ、枠の拡大をお願いしたいという要望でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からご発言をお願いします。

(堀田県交通政策課長)

はい。それでは、引き続きまして、国の地域公共交通確保維持改善事業の関係につきまして申し上げさせていただきます。

この国の地域内フィーダーに係る補助事業でございますが、これについては、長野県が全国で一番活用しております。全国の交付額の8分の1が長野県に来ている状況でございます。東北の全県あるいは近畿の全県、中国の全県等に比べても長野県1県の方が多いと。関東の全県と長野県を比べると長野県の方が少し少ないというぐらい、かなりの額が来ているという状況でございます。

ただ、この確保維持改善事業は、平成23年だったと思いますが、国の生活交通サバイバル戦略というようなことで創設されました。ただ、この創設当時に国交省や財務省などのいろいろな折衝の中で、かなりいろいろな制約が出て十分な制度としてスタートしなかったという理由がございます。

そのようなことから、長野県といたしましては、この制度創設から一貫しまして、まず制度の改善、それと必要な予算の確保を要望してきております。これは、もう一貫してやってきております。

そのような中で、いくつかその補助の要件が改善されてきております。

一つは、この要件が新規に開設した路線でなければ駄目だということが、まず根底にございました。これについては、新規要件が20%あればいいというような形にも改善されてきました。

ただ、この補助事業で一番問題なのは、各市でも今は困っているところだと思っておりますが、市町村ごとに上限が設定されるということがございます。なおかつ、市町村の上限が、全国的な申請が多くなる中で毎年下がってきているという状況がございます。まず、これが一番大きな問題だと思っております。

それともう一つ、安曇野市さんからもお話がございました車両の補助について、これが、いわゆる昔から 11 名以上のものを対象としない、なおかつ、その補助が購入補助ではなくて減価償却補助であるということ、これについては、かなり改善が必要だということでございます。

そのような中で、とくに長野県の場合ですと中山間地が多いわけでございますので、安曇野市さんの「あづみん」のような形での運行は、非常に効果的であるということで、私どもは、先ほど申し上げましたが、この地域公共交通確保維持改善事業の拡充、補助要件の改善、それとを併せて、何よりも予算枠の確保につきまして、今年度も市長会様と一緒に要望させていただきました。これについては、一貫して国に対して事あるごとに要望していきたいと思っております。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、これは、原案のとおり市長会へ提案するというところでよろしゅうございますか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

堀田課長さんにはたいへん積極的なお答えをいただきました。座長としてたいへん申し訳ございませんけれども、1 番の議題でございますが、非常によくやっていただいたもので、市長会には協議ということではなくて、このような提案があったという報告で済ませたいと、もう 1 度、皆さんにお諮りしたいと思います。いかがなものでございましょうか。

また後日、数年たってからという話になると思いますが、今回は、そのようなことで、市長会で議論するのではなくて、報告がありましたということで、県からしかるべき答弁をいただければよろしいのかなと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

不手際で申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

議題 8 安定的な看護師等の確保に必要な環境の充実について

(黒田座長)

それでは、次に、議題の第 8 番、岡谷市提案の「安定的な看護師等の確保に必要な環境の充実について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題8についてご説明いたします。

本議題は、岡谷市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

看護師等の確保のため、①看護師等養成所への支援（教員養成講習会の定期開催、eラーニングの導入）、②県修学資金貸与制度の充実（修学資金の増額、支給決定期間の短縮）を要望する。

以上でございます。

（黒田座長）

はい、ありがとうございました。

提案されました岡谷市さんから補足説明があればお願いいたします。

（中田岡谷市副市長）

はい、お願いします。

2点のお願いをいたしたいと思いますが、いずれも看護師をいかに確保していくかと考え、医師の確保とともに、看護師の確保という部分が非常に大きな課題とこれからなっていくの难道ろかなと思います。

とくに、地域偏在や大都市を中心とした大規模病院へ集中というようなこと、あるいは、病院ばかりでなく、福祉施設の関係にかなりそのような部分で看護師さんが必要になってくるという時代を背景とした中で、看護師さんをいかに確保していくかということが、お願いしたい部分であります。

看護師等養成所の支援という部分では、医師会等が行っております準看護学校、県で設置しております学校、子どもは支援でやっているわけですが、そのようなところ、あるいは病院の附属の学校もあるわけですが、看護師そのものを養成していくための専任教員をいかに確保していくかということもまた大きな課題になっております。このことを安定的に確保ができるような手だてをぜひということで、今回、お願いしているものでございます。

それから、もう1点の修学資金の貸与制度の部分については、できるだけ使い勝手のいいようなものに改善していただきたいということで、少しでも看護師確保につながるような部分での検討をお願いできないかと、このようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

（黒田座長）

はい、ありがとうございました。

それでは、県から発言をお願いします。

（熊谷県医療推進課企画幹）

私は、県の医療推進課の企画幹の熊谷健吉と申します。今日は、課長所用のため私から説明させていただきます。

一つめの教員養成講習会の定期開催、それからeラーニングの導入の点でございますけれども、私どもといたしましても、看護の高度化、複雑化への対応、そして看護職員の確保につきましては、非常に重要なことと考えておまして、今言われましたように、そのための看護教員の確保につきましても重要なことであると認識をしているところでございます。

看護教員の養成講習会につきましては、ニーズに応じまして、4年から5年に1度、開催させていただいております。今回は、平成24年度に開催しましたので、28年度の開催に向けて、今、準備を進めているところでございます。

また、看護教員の養成講習会のない年につきましては、実習指導者の養成講習会を開催しておりまして、本年度も、開催しているところでございます。

また、eラーニングにつきましては、引き続きニーズを把握いたしまして、その導入の検討を行いながら、講習会を実施したいと考えております。

それから二つめの県の修学資金の貸与制度の充実についてでございますけれども、本年度につきましても早期に貸与ができるように前年度から希望者の照会を行うなど、事務の手続きの早期化に努めてまいりました。

継続貸与につきましては、4月中に貸与を実施したところでございます。

新規貸与者につきましては、申請書類の準備依頼や取りまとめに一定の期間が必要となっております。その他の調整等をその都度行うことがどうしても生じてきてしまい、やむを得ず、今回は9月の貸与となったということでございます。

しかしながら、提案の趣旨をこちらも十分理解しておりますので、更なる事務の迅速化に努めていきたいと考えております。

また、貸与額につきましては、全国の状況を見ますと、27都府県が本県と同額でございます。この事業のより一層の周知を行い、引き続き、事業の活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

中田さん、いかがですか。いいですか。

(中田岡谷市副市長)

はい。

(黒田座長)

それでは、本件につきましては、引き続き県も努力していただけるということでありませんが、市長会へ原案のまま提案するということにつきましてご異議ございませんか。

(異議なし。との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい、では、さように取り扱いをさせていただきます。

議題9 子宮頸がん検診の相互乗り入れ制度の導入について

(黒田座長)

それでは、次に議題の9番、千曲市から提案の「子宮頸がん検診の相互乗り入れ制度の導入について」、これを議題といたします。

事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

議題9についてご説明いたします。本議題は、千曲市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

子宮頸がん検診について、がん検診推進事業のように検診の相互乗り入れ制度の導入を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。

それでは、提案された千曲市から補足説明があればお願いします。

(山本千曲市副市長)

千曲市でございますが、よろしくお願いたします。

この検診の相互乗り入れ制度でございますけれども、これは、県の制度でございまして、居住市町村以外で検診を受診できるということで実施していただいております、各市町村がその制度に参加することによりまして、その検診の対象者が市外の医療機関でも受けることができるというたいへんありがたい制度でございまして、現在、予防接種事業でありましたり、働く世代の女性支援のためのがん検診、これは乳がんと子宮頸がんだと思いますけれども、につきまして県の制度でございまして、私どもの市も参加して市外で受診していただいております。

ただ、この相互乗り入れ制度につきましては、受けられる対象の年齢が限定されておまして、子宮頸がんの場合には、20歳の女性の方、それから5歳刻みで、過去に20歳から40歳までの間で5歳刻みでクーポン券が交付されていたようでございますが、そのときに受けられなかった方になっているようであります。

それから、この相互乗り入れ制度につきましては、県のホームページ等で調べてみますと、60市町村ほどが参加しておられます。また、市では、12の市が参加しているというような状況であろうと思っております。

それで、対象年齢ではない方は、1回調べたり、5年にいっぺん調べれば子宮頸がんの心配はないかといいますと、やはりそうではありませんので、毎年受けたいたいという方もい

らっしゃるということで、対象年齢でない方につきましては、千曲市におきましては市の単独事業で、これは本人負担2分の1を求めておりまして、本人負担額は3,700円であります。その本人負担額を求める市単事業で実施をしております。

平成25年度の状況を見ますと、クーポン券で利用している、今の20歳などでそのような形で制度上で受けられる方が520人ほどなのですが、その他で今の対象外の方が市外の医療機関で検診を受けている方が1,200人というような状況でございます。

あと、提案理由にありますように、がん検診推進事業のクーポン券をもらって市外で受診した方は、その年以降もまた同じ医療機関におきまして子宮頸がん検診を受けたいというような要望があるということが一つでございます。

それから、その下の現況の方にも書いてございますけれども、現在、市内で検診を受けられるのは、千曲市内におきましては個人のお医者さんが一つだけとなってしまいました。その先生も70代ということで高齢でございますので、非常に先行きを心配しております。

そのようなことと、それからその下にもありますように、産科がありませんので、市外の産科で出産されている女性が多いということ、それから職場が市外にあるというような方につきましては、市外の長野市さんと上田市さんなどですけれども、市外での検診医療機関において受診できる相互乗り入れ制度を整備してほしいという要望がございます。

このようなことで、これは県で作っていらっしゃる制度でありますので、子宮頸がんの検診につきまして、県が音頭を取っていただきまして、そのような相互乗り入れ制度を拡充いただきたいと、このような要望でございます。よろしく申し上げます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

それでは、県から申し上げます。

(滝沢県保健・疾病対策課がん・疾病対策係長)

よろしくお願いたします。私は、保健・疾病対策課のがん・疾病対策係長の滝沢と申します。よろしくお願いたします。

本日は、課長、企画幹とも急に所要が入りましたので、私から説明させていただきたいと思っております。

ご提案の趣旨につきましては、子宮頸がんの個別検診の関係です。おっしゃるとおり、受診率が非常に低い状況もあって、なんとかこの受診率の向上が大切かと思っております。

現在の各市町村さんにおきます受診の方法についてまず申し上げますと、それぞれの市町村さんが、その市町村内にあります医療機関、それから隣接する医療機関と個別に契約をされて実施されているところが多いかと思っております。

また、一部地域におきましては、近隣の市町村が共同して郡市医師会さんと契約をする形で、小規模の相互乗り入れのような実施しているところもあると認識しております。

今回、ご提案をいただいております県全域における相互乗り入れ事業につきましては、おっしゃるようにはクーポン券を使う方々についての実施を今もやっているところでは

ども、仮にこれを拡張して子宮頸がんの個別検診まで採り入れることを考えた場合に、受診券や個人負担額、そのようなものをある程度統一をさせていただかなければ、なかなか医療機関さんの理解が得られない場合もあるかと考えておまして、そのようなものを進める場合には、市町村さんにおきまして、ある程度、統一のようなものをお願いするようなことが必要かと思っております。

つきましては、今回ご提案いただいておりますので、県といたしましては、各市町村さんの今の実施の状況をまず把握をさせていただく。例えば、今、自己負担額をどうされているか、医療機関数がどのぐらいかというようなことを照会させていただいた上で、ある程度、県で統一したスキームを抽出した中で、参画、参加についてアンケート調査のようなものをさせていただくというような手順を経て、もしご賛同いただける市町村さんが多ければ、現在行っていますがん検診推進事業を拡充というような形で県医師会と相談させていただければと考えているところです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

(山本千曲市副市長)

県が音頭を取っていただけるということでございますので、そのような形でお願いいたします。

(黒田座長)

手間がかかるとは思いますけれども。

(山本千曲市副市長)

なるべくスムーズに進みますようお願いしたいと思います。

(黒田座長)

それは、独自にできないの？

(山本千曲市副市長)

市外の病院とスムーズに行けばいいのですけれども、やはり県の制度でやるということになれば受けやすいかなと。

(黒田座長)

本当に切羽詰まっているのならば、そのようなやり方もあるのかなと。私たちも、長野市なのだけれども、信濃町の信越病院に、人間ドックだったけれども、やってもらったり、向こうから入ってくる人は、やはり一々、長野市でなくて自宅の方がやりやすいということもあるし、須坂病院や新生病院辺りとも同じようにやっているのです、そのあたりは、あれば、やりようがあるのかなと思うのだけれどもね。

(山本千曲市副市長)

今のお話ですと、各市町村さんに照会されて、例えば、私どもの制度の場合には七千幾

ら掛かるうち半額を求めるという非常に簡単な制度でやっていますので、やはり難しいスキームでなくて作っていただければ、提案していただいて、アンケート調査をしてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

(黒田座長)

はい。ほかにご意見は。

なければ、これは原案どおり市長会に上げるということによろしゅうございますか。

はい、それでは、さように取り扱いをさせていただきます。

議題 16 国土交通省の高性能レーダシステム「XRAIN (エックスレイン)」の観測エリアの拡大、または、それに代わる高性能観測体制の構築について

(黒田座長)

引き続き、議題の 16 番、須坂市提出であります「国土交通省の高性能レーダシステム「XRAIN (エックスレイン)」の観測エリア拡大、または、それに代わる高性能観測体制の構築について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 16 についてご説明いたします。本議題は、須坂市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

長野県内に X R A I N は設置されておらず、県のほぼ全域が観測対象外となっている。県内全域を対象とした X R A I N の早期設置を要望する。

X R A I N が長野県の地形に不向きであれば、それに代わる高性能観測体制の早期の整備を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案された須坂市から補足説明があればお願いします。

(中澤須坂市副市長)

はい。これも、昨年、須坂市からではないですけれども、提出した議案に対する再要望という形ですけれども、なかなか昨年の回答でも実現の見通しが無いということで、良い回答がいただけなかったのも、再提案をさせてもらったという内容でありますけれども、昨年の要望事項も、皆さんご存じのとおり、本当に南木曾町の土石流や御嶽山の噴火も当初言われていなかったのですけれどもありましたし、また、北部地震も生じているということで、長野県は本当に豪雨がもし来た場合、脆弱性を持った地域が多いということで、災害の発生もしやすいところが長野県にありますので、このような中で X R A I N は、現況及び課題の所に書いてありますけれども、これは最小観測面積が 250m で示されている

のですね。従って、豪雨の地域がピンポイントで示されてくるということで、このようにすばらしい高精度のものであるということ、それから観測の周期が1分ごとに観測数値が出てくるということ、そして、その配信が、例えば、この地域が警戒区域または災害が起こりやすい区域ということになると、その発信は普通の5分から10分から1分から2分で発信できるということでありまして、すぐ本当にすばらしい情報が一気に出てくる、高精度のレーダの配置なのですけれども、これの配置状況を見ていただくと、国交省が配置しておるのですが、本州においては特に東北の青森、岩手、秋田のところは配置されておりません。あとは、だいたい配置されていて、長野県のところだけが抜けているのですね。このようなことでは、長野県のように非常に災害が多いところに対して、やはりXRRAINのようなものをきちんと配置をしていただき、そして瞬時にそのような災害に関する情報を出してもらうことは極めて大事なことでありますので、急しゅんな地形があつて災害が発生しやすい場所であるからこそ、多少、配置の台数が増えるというようなことをおっしゃっておられるのですが、ぜひ、優先的にこれは配置をしていただきたいと、このようなことが災害防止、災害から生命と財産を守るという部分に通じますので、ひとつ、ぜひ強く要望してまいらなければ、なかなかこれは、費用もかかるので配置していただけないということでもありますから、今回は、再度、お願いをしていきたいということでもありますので、またご賛同いただければと思います。

(黒田座長)

はい。それでは、本件につきまして、県からお願いします。

(宮原県河川課長)

建設部河川課長の宮原宣明と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、私からご説明をさせていただきます。

XRRAINの関係でございますけれども、これにつきましては、皆様ご承知のとおり、国土交通省で平成21年から全国に、配置を進めてきているということで、現在、全国に37基ほど設置が済んでいる状況でございます。

XRRAINにつきましては、急速に発生、また発達するゲリラ豪雨の監視に有効とされておりますけれども、その観測用の電波の波長が短いという特徴がございます。

また、降雨の裏側で電波が減衰してしまうというようなことがございまして、レーダを配置する場合には、ある程度、観測範囲を重複するように配置しなければいけないと。

また、山岳等において、電波が遮蔽されてしまうというような状況という特徴がございまして、山地が多い長野県におきましては、その効果がなかなか発揮しにくいと。また、県内を網羅して運用を図るには、数十基導入をする必要があると国からも聞いているところございまして、県内への配備は困難、不向きだと聞いているところでございます。

その中で、現在、国では、従来の降雨観測システム、いわゆるCバンドレーダというのがございますけれども、これは、全国を網羅する形で配置されておりまして、26基ほど全国では配置されておりますけれども、県内では中信といえますか、中部の聖高原、南の

方で言いますと阿智村さん、それから平谷村さんの間にある蛇峠の2カ所にCバンドレーダは現在設置をされているということでございます。

この従来のCバンドレーダは、XRAINと同程度に高精度で、ほぼリアルタイムの観測が可能となるよう高性能化する予算を平成27年度当初において国で要求をしているということでございます。県としましては、迅速、かつまた高精度な情報発信には、やはり同様に降雨観測システムの高度化、また、拡充が重要なものであると認識しているところでございまして、県内に配備されている既存のCバンドレーダの高性能化を早期に図っていただくよう国に強く要望していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

本件につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。今のお話ですと、XRAINではなくて、この提案要旨から言うと、それに代わる高性能レーダになるのかなと思えますけれども、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(中澤須坂市副市長)

あえて、前の回答がありましたから、そのように入れさせてもらったのですが、これは、なかなか山国であるからXRAINは周波数の関係でむずかしいという、それは60km程度しか通らない、半径60kmということですが、やはり全国的に見ると、岐阜や山梨など、相当、それは、長野県も山国ですが、そのようなところもやはりしっかり配置されているということでありまして、国では、できれば人口が密集しているところに多く配置していくのだと。それはわかりますけれども、そのような状況でありますので、これは、長野県内も全て山脈から全部網羅しようとする、それは無理でしょう。それぞれ善光寺平から始まって伊那の方まで平があるわけで、松本平などがあるわけですから、そのようなところに重点的に配備していくということは、他県を見るとそのような配置状況になっていますので、これは、ぜひ、そのことは要望していただきたいということでもあります。

Cバンドレーダは、今、全国に全て配置されていますので、それを高性能化を目指して開発していくことも大事でしょうけれども、今、エックスバンドレーダはまったく違うのですから、ぜひ、これは、配置に向けて強くまた要望を県として、また、趣旨は、それでいいですが、お願いしたいと思います。

(黒田座長)

はい。ほかにご質問、ご意見を。

無ければ、原案のとおり市長会に提案するというところでよろしゅうございますか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

はい。では、さように取り扱いをさせていただきます。

議題 17 克雪住宅普及促進事業補助金の補助対象の拡大について

(黒田座長)

それでは、次の議題 17 番、飯山市提案の「克雪住宅普及促進事業補助金の補助対象の拡大について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

それでは、議題 17 についてご説明いたします。本議題は、飯山市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

豪雪地帯に暮らす住民にとって、屋根の雪下ろしは必須であるが、高齢化や作業中の転落時この発生などから、雪下ろし作業を不要とする克雪住宅への改修が切実な要望である。

県では、克雪住宅普及促進事業として、市町村が行う住宅克雪化支援のうち、住宅屋根の融雪装置設置に対して3分の2（上限40万円）の補助を実施している。

しかしながら、住宅所有者からは、初期投資が高額であり、ランニングコストがかかる融雪屋根だけでなく、自然落雪式屋根の改修に対する支援の要望が多く、当市では単独事業として自然落雪式屋根の改修に対し、工事費の5分の1（上限30万円）補助を実施している。そこで、現行の克雪住宅普及促進事業へ自然落雪式屋根の改修工事も対象となるよう補助対象の拡大を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました飯山市から補足説明があればお願いします。

(月岡飯山市副市長)

はい。昨年度から融雪式の屋根ということで補助金の設定をさせていただきました。大変ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

ところで、この提案要旨にありますように、私どもは、とくに落雪式の分についても補助金をお願いしたいということで、融雪の住宅については市街地、もしくは村部においても、やはり雪が自然に落とせない場所については、これを設置せざるをえないということでございまして、比較的、落雪ができるようなところについては、落雪式でということで考えていたわけでございます。とくに、ランニングコストということで、非常に灯油も、1晩たくと200Lに近くなってしまうという状況でございますので、ぜひとも落雪屋根の改修につきまして、市単独分に上乘せをする形でぜひとも補助金をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい。それでは、県からご発言をお願いします。

(山田県建築住宅課長)

建築住宅課長の山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私から克雪住宅の関係でございますが、県が進める克雪住宅普及促進事業、これにつきましては、特別豪雪地帯 10 市町村に暮らします方々の、先ほど副市長さんからもありましたが、雪下ろしによる身体的負担の軽減や作業中の転落事故、落雪による事故等を未然に防ぐことを目的としております。

具体的には、家屋周辺の敷地が狭いなどの制約から、自然落雪型にできず、先ほどのお話にありましたようにランニングコストが割高ではあるが、安全対策のために融雪型を採用せざるを得ないケースへの支援と普及のために、新築、改修共に助成を行っているものでございます。

一方、一般的に普及しております自然落雪型の克雪住宅は、助成による普及の必要性は低いと考えまして、助成対象から除いておるところでございます。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。本件につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

飯山市さん、よろしいですか、月岡さん。

(月岡飯山市副市長)

はい。今、確かにそのような部分もあるかもしれませんが、非常に高齢化が進んでおる中で、落雪式ですと、ランニングコストがかからないという状況もございますので、いま一度、再考をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(黒田座長)

はい。もう一方、大町市の吉澤副市長さん、やはり雪がだいぶ深刻だと思っておりますけれども。

(吉澤大町市副市長)

はい。そうです。当市も非常に雪の多い地域ということでございます。当市の場合は、特に飯山市さんのように独自の補助制度は設けていないわけですが、やはり高齢化に伴いまして、屋根の雪下ろしは非常に負担になっていると。また、そのような方々は、年金生活というようなこともありまして、ランニングコストがかかる設備については、なかなか導入し難いということがあります。

そのような中で、今年も、お年寄りを含めて、結構、若い方が屋根の雪下ろしで転落をしてけがをする方が続出してございまして大きな問題になっていることでもありますので、ぜひ、県で何とかそのような自然落雪式の住宅も含めて、そのような補助制度等を設けていただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

他にご意見はございませんでしょうか。

今の課長さんのご意見もよくわかるのですが、切実な問題としてひとつということでありますので、これを原案のとおり市長会に提案するというところで依存はありませんでしょうか。

(「はい、なし。」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

では、さように取り扱いさせていただきます。

議題 19 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）に係る相互応援体制の確立について

(黒田座長)

続きまして、議題の 19 番です。小諸市提案の「一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）に係る相互応援体制の確立について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。

議題 19 についてご説明いたします。本議題は、小諸市からの提案で、新たな施策の要望を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

災害時においては、平成 8 年に締結した「長野県市町村災害時相互応援協定書」の第 3 条(1)エ「ごみ、し尿処理のための車両及び施設」について応援内容が定められている。

しかし、災害以外での施設の故障や事故、改修などで処理能力が著しく低下した場合における応援協定等は締結されていない。

県の先導により、県内一般廃棄物処理施設の相互応援体制づくりを強く要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。

それでは、提案されました小諸市から補足説明があればお願いいたします。

(小出小諸市副市長)

はい、お願いいたします。

一般廃棄物の処理施設の建設事業は、地元合意の問題等があり、なかなか順調に進まないわけでございますけれども、小諸市においてですが、地元の理解を得られまして、ようやく現在、国の交付金を利用して、焼却施設及びリサイクル施設を来年、具体的には 1 月 4 日の稼働を目指して現在建設中でございます。

また、施設が完成しますと、維持管理に移るわけですが、当然ですが、年数とともに施設の老朽化も進んでいくわけです。

そのような状況の中で、市民の利用する皆さんに安心して安定的に使っていただける施

設運営が求められるわけで、万が一、想定外、不測の事態が発生した場合などを想定し、その対策を立てて施設の運営をする必要があると考えております。

そのような意味においては、個々に相互応援協定の締結などをして運営をしていくこともあるわけですが、そのような場合においては非常に非効率であり、潜在化している地元合意や同意の問題などが表面化することが十分予想されます。

そのような状況もございますので、県にイニシアチブを取っていただいて、県内全ての一般廃棄物処理施設に同時に応援協定の締結をすることができれば、また地元への説明の容易なく理解が得られるのではないかと考えております。ぜひ、県の先導によりまして、県内全ての一般廃棄物処理施設の相互応援体制づくりを強くお願いするものでございます。以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からご発言をお願いします。

(宮村県資源循環推進課長)

県の資源循環推進課長をしております宮村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。では、すみませんが、着座でお話をさせていただきたいと思ひます。

お話にありましたように、災害の関係につきましては、県内全市町村による協定が結ばれておるわけなのですが、災害は、その発生場所や規模、被害を受ける地域、それから一般の廃棄物、生活、日常の廃棄物の他に災害廃棄物の発生という中で、廃棄物の発生量が予測できないような状況がございます。そのような中で、あらゆる災害に対応するためにも、全県的あるいは県外自治体との広範囲に及ぶ応援協定が非常に有効であると考へておるところでございます。

一方、今、ご提案のございました個別の廃棄物処理施設の故障や事故、このような際は、災害の場合と若干異なりまして、影響の範囲がある程度限定をされていること、それから廃棄物の発生量も、日常の一般の廃棄物という中で、発生量の予測がある程度可能というような状況でございますので、地元のご理解を皆様方の中で得ていただきながら、近隣の施設と個別に協定を締結する方が現実に則して具体的で、より実効性のある相互支援体制づくりが行えるのではないかと考へておるところでございます。

ただし、危機管理対応の面から、ご提案の協定の趣旨は十分理解できますので、近隣の施設との協定の締結に際して、具体的にお困りのこと等が発生したりした場合には、当課までご相談いただきますようお願いしたいと、その際、内容に応じて適切な支援を考へて支援をしてまいりたいと考へておるところでございます。

私からは以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問、ご意見はありませんか。

小出さん、いいですか。

(小出小諸市副市長)

先ほど申したとおり、個々の対応は、それぞれ処理能力の関係もありまして、内容によってはむずかしい部分もございますので、ぜひ、災害時と同じように県で先導していただければありがたいなという趣旨でございます。

今、そのようなときには相談に乗らせていただくというようなご答弁もいただきましたけれども、引き続きご検討をよろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ほかに。はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

県の課長さんがむずかしいとおっしゃっていることは、そのとおりだと思います。災害時ではなく常時そのような体制を作ることは、法に基づいて設置者責任として地元のごみは自分で処理する。それは、しかも、われわれは、危機を想定して、壊れるかもしれない、老朽化もするかもしれないと、そのような点で危機管理上もしっかり考えてやっているとしますので、原理原則から言うと、災害以外でどこかに頼って、困ったときは何とかしようというネットワークを作ることは、お互いに自分の問題として考えた場合に非常にむずかしいなど。おそらくごみ処理施設だけではなくて、例えば他地域のごみを災害以外で受けることになった場合には、いくら協定があっても、地元のご理解いただければ、協定があっても実効性がないということだと思いますので、私は、近隣の中で協定を結ぶのもいいでしょうし、約束でもいいでしょうし、常時のコミュニケーションの中で困ったときにはお互いさまということですから、そのような事象が起きた場合には、近隣の施設が受けると、このようなネットワークを築ければいいのではないかなと思います。県がそのようなものをお作りになって、どうですかと言われても、われわれは賛成し難いなと思っています。

現実に、近隣のどこの市町村とは申しませんが、故障したり不具合が生じた場合には、松本では受けています。十分地域の要望にも応えていると思っています。言うならば、課長さんがおっしゃる範囲が限界ではないかなと思っています。

(黒田座長)

そのようなご意見もあろうと思います。

今は広域的なものが大分増えてきていますので、大規模になっていますけれども、それでは、もう一方にご意見をお伺いしたいのですが、茅野市の立石さん、広域でやっていますね。茅野市が代表として今のお話はどのようにお考えになりますか。

(立石茅野市副市長)

茅野は、諏訪南で共同処理していますけれども、今、湖周ですね、岡谷市さん、諏訪市さん、それから下諏訪町さんで一つの焼却炉ということでやっています、岡谷が止まっているのです。それで、諏訪と下諏訪でやっています。

それで、基本的に焼却能力の問題で、諏訪南の方へごみの焼却をお願いできないかということで依頼がありまして、私どもとすれば、余裕があれば喜んで受けさせていただくということで、実際問題、ごみの多く出る時期の受け入れは協力させていただいて、受け入れてやらせていただいています。これは、お互いさまのことですので、事前にそのような体制を組んでおくということではなくて、そのような場合に、相互の、当然、隣接の市町村ですので、そのような持ちつ持たれつの関係の中で助け合ってやることは当たり前のことだと思いますので、茅野市とすれば、そのようなことを制度化ということではなくして、そのようなときにまた協力関係でやっていけばいいかなと私どもは、実際にそれでやっています。

(黒田座長)

支障もなくして。

(立石茅野市副市長)

はい。

(黒田座長)

そうですね。はい、ありがとうございました。

それでは、東信代表で佐久市の小池さん、ひとつご見解をお願いします。

(小池佐久市副市長)

ごみの問題は、どこの自治体でありましても大きな課題であると。先ほど来、お話のとおり、個別にやっているところもあれば、近隣でやっているところもあろうかと思えます。

この場合、やはりお互いの処理能力の問題と、ひとつ忘れていけないことは、分別の内容が違うのではないかということもあろうかと思うのですね。そのあたりのことも十分に考慮しながら進めておくべきではないかと。

従いまして、私は、先ほど来、県のお話もありましたような方向性でよろしいのではないかなとは思っています。

(黒田座長)

はい。このようなご意見があつて力関係でございますけれども、せつかくの提案でございますので、市長会というよりは、このような提案が小諸市さんからあつたというご報告を市長会に上げるということではいかがでしょうか。よろしいですか。そのような提案は消しません。市長会には、このような提案もありましたということで扱わせていただくことでよろしいですか。

では、そのような扱いでよろしゅうございますか。

よろしいですか。

はい、では、さように扱わせていただきます。

議題20 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について

(黒田座長)

それでは、議題の 20 番「国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について」、長野市他 6 市提案でございます。

事務局から提案の説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 20 についてご説明いたします。本議題は、長野市他、記載の 6 市からの提案で、特に市町村への財政支援策等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることを要望する。

全ての廃棄物処理施設の整備について用地費を交付対象とするとともに、周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、提案市が多いわけですがけれども、それぞれ代表いたしまして、長野市、岡谷市、伊那市から補足説明がありましたら、順番でひとつお願いしたいと思います。まず、長野市から。

(市川長野市企画政策部長)

はい、お願いいたします。

もう、当然、ご承知のとおりであります。焼却施設などにつきましては、建設着手までには長期にわたる地元協議が必要でございまして、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保、継続した財政支援が必要不可欠でございます。

施設の設置に当たり、地元住民の理解を得るための施設周辺整備や地域環境の整備は欠かせないわけですが、これに係る財政的な負担もたいへん大きいことから、本交付金による支援範囲の拡充も必要であるということでございます。よろしくお願いいたします。

(黒田座長)

はい。岡谷市さん、お願いします。

(中田岡谷市副市長)

提案の趣旨はまったく同じでありますので、重ねては申し上げませんが、県で本当に積極的に力を入れていただいて、国に向け、交付金要望等をやっていただいております。これからも、ぜひお願いいたしたいと思います。

いずれにしても、このような施設を造るためには、かなり大きなお金を必要といたします。もちろん、交付金もそれに伴って大きくなるわけがあります。それが、急きよ、補助、

交付金が入らないというようなことになると、本当に事業の進捗に直接の影響を与えるわけでありますので、これからも、ぜひ、そのようなことでお力を貸していただきたいと、そのように思います。よろしくをお願いします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

では、伊那市の林さん。

(林伊那市副市長)

ご趣旨のとおりでありますけれども、交付金が毎年確保できないということで、毎年お願いをしながら補正で確保できるというような実情があります。

また、事業計画等については、事前に提出をしておりますので、その関係で確保していただいて、是非お願いしたいということは当然にしろ、2番目の用地費の交付対象、また、環境整備の費用についても、地元の皆さんの意見等を聞く中では整備をしなければいけないことでもありますので、ぜひ、交付対象にさせていただければということをお願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(宮村県資源循環推進課長)

はい。では、私から申し上げたいと思います。

それぞれ各市の皆さんからご意見をいただきまして、まったくそのとおりだと私も理解をしております。そのような中で、この交付金につきましては、昨年11月10日にも関係市町村長の皆さんにも多大なご協力をいただく中で、県からも環境部長も同行させていただいて、環境省及び県の関係国会議員に対して確実な予算措置と交付対象範囲の拡充について要望活動を実施したところでございます。

平成27年度の本交付金につきましては、全国要望額が11月の調査時点で1,000億円程度と言われております。先日、閣議決定をされました26年度の補正予算案が、27年度の当初予算案、この両者を合わせまして、この施設関係の補助金につきましては、総額1,000億円弱の予算を確保したと言われております。

そのようななかで、環境大臣からも、おおむね全国の需要を満たすことができるのではないかというような発言があったところですが、内示が出るまでは、いまだ予断を許さない状況でございます。

それから、27年度に限らず、28年度以降、本県においても本体工事を予定している団体もございます。その中で、今後も本交付金の予算の切迫が予想されておりますので、引き続き関係市町村の皆様のご協力をいただきながら、本交付金の確実な予算編成、それから支援範囲の拡充について国に対して要望を行ってまいりたいと考えおるところでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(黒田座長)

はい。たいへん力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

本件につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

今、それぞれご発言いただいたのですけれども、私ども長野市は、長野広域という形で千曲市さんや須坂市さんと一緒にやるのですが、これは、平成 30 年度に稼働させようという計画、それから先ほど湖周の話もありましたけれども、これは今、建設中ですか。28 年ということで、今は、では、一番お金がかかる時ですね。でも、出来てしまうからいいですね、そのようなことで。

もう一つ、上伊那広域も、そこは 30 年度を目指している話を聞いて、これから非常に長野県の市町村で、一気に金額が増えていくということも、ひとつ、他の地区もそのような事情があると思うのですけれども、従って、県には、ぜひ、今度は知事に先頭に立ってもらって、部長さんに行ってもらって本当にありがたいのですけれども、よその県とは違うぞ、うちは非常にこれから大事なのだということをたくさんアピールしていただけたらありがたいなど、私は個人的に思っております。

何かこれについてご意見はありますか。

はい、佐藤さん、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

はい。趣旨にはまったく賛同です。すみません、横着をして提案市に名を連ねていないのですが、前回と同じように全市提案ということで、ぜひ、やっていただければありがたいということが 1 点と、現況及び課題の所に南信州広域連合も書かなければいけない状況にあると思います。今年度末に着工をしまして、29 年末に稼働する予定で、大きな事業費が出るのは 28・29 ですが、同じように非常に事業費がかかる中でこの交付金を確保できなければ、予定どおり開設できないというような状況でありますので、現況及び課題の所に市長会へ提案するときには、ぜひ加えさせていただきたいと思います。よろしく願います。

(黒田座長)

今、佐藤副市長さんから全市提案ということでありましたけれども、よろしゅうございますか。

はい、では、この議題だけです、全市提案は。それだけ重い期待を背負っているというように、ひとつ、県でもよろしくお願ひしたいと思います。

現況の方は、また事務局と調整させていただくことにします。

(佐藤飯田市副市長)

願ひします。

(黒田座長)

はい。それでは、これは全市提案ということに変えさせていただいて、さらに、現況の所を加えたりして、原案のとおり市長会に提案したいと思いますが、よろしいですか。

はい、それでは、さように取り扱いをさせていただきます。

議題 14 県産材の利用促進及び木質バイオマスの需要拡大による地域循環型社会の更なる推進について

(黒田座長)

それでは、少し順番が戻りますが、議題の 14 番です。塩尻市提案の「県産材の利用促進及び木質バイオマスの需要拡大による地域循環型社会の更なる推進について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 14 についてご説明いたします。本議題は、塩尻市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

地域に豊富にある森林資源の有効活用に向け、木質バイオマスを利用する暖房機器等の普及拡大のため、設備導入につながる補助制度の継続と拡充を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案された塩尻市から補足説明があればお願いいたします。

(米窪塩尻市副市長)

はい、お願いいたします。

昨年の提案に引き続いてのお願いでございます。

森のエネルギー推進事業によりまして補助をいただいているわけでございますけれども、これが 26 年度、今年をもって終了するとお聞きしております。

ご承知いただいておりますとおり、長野県は、非常に豊かな森林がございますけれども、それが十分に活用されていないとお聞きしております。ぜひ、その森林資源を地域できちんと余すことなく利用をしていくことが私どもの市のみでなく、全県的に非常に必要なのかなと考えております。

このペレットにつきましては、伊那市の森林組合さんが非常に熱心に取り組まれておりまして、私どもも勉強させていただいているところでございます。

もちろん私どもの市といたしましても、独自に補助制度を設けて、ペレットや薪の活用について市レベルで進めていきたいと思っておりますが、いずれにせよ、1 地域で取り組むというようなことではなくて、ぜひ、全県的に普及促進を図っていただいて、森林県から林業県に脱皮する県民レベルの活動、運動の一つとして継続と拡充をお願いしたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(黒田座長)

はい。それでは、県からご発言願います。

(春日県県産材利用推進室長)

県産材利用推進室長の春日でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

ご提案いただきましたとおり、県内で森林資源を着実に充実をしつつありまして、林業やバイオマスエネルギーにつきましても、市町村の皆様に活用を進めていただきまして、大きなそれが後押しとなりまして、着実にここ数年は、林業の環境も成長基調になっているところでございます。

このような中で、ご提案の木質系ボイラー、また、ペレットストーブ等への補助をさせていただいております森のエネルギー推進事業につきましても、これまで財源としておりました森林整備加速化・林業再生基金が、平成 26 年度をもって終了となりますが、既存の森林・林業再生基盤づくり交付金に加えまして、環境部で所管をしております長野県自然エネルギー地域基金を活用いたしまして、何とか平成 27 年度も事業を継続するよう、現在、予算編成を進めているところでございます。

その内容といたしましては、補助率につきましても、これまでと同様になりますけれども、木質系ボイラーが2分の1以内、ペレットストーブにつきましても、公共施設ようがやはり2分の1以内、個人向けにつきましても、10万円を限度といたしまして2分の1以内の補助という形にしておりまして、これにつきましても、国の要領等にのっとり率とするとともに、限られた財源の中で多くの要望に対応していきたいと考えているものでございます。

また、薪ストーブの導入につきましても、環境部所管の公共施設等再生可能エネルギー導入推進事業によりまして、地域防災の拠点となる施設につきましても助成の対象となっております。今後とも、木質バイオマスエネルギーのいっそうの普及が図られるよう、国への要望も含めまして、必要となる予算の確保に努めてまいります。よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件につきましても、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

趣旨にまったく賛同の上、「拡充」という中身に、今日は担当課の方に来ていただいているので、ぜひ、今後の検討にさせていただければと思うのですが、ペレットや薪の供給体制、例えば、ガソリンスタンドに置いていただくといっても、なかなか可燃物をそのような所には置けなかったり問題があつて、ペレットをどう利用者に届けるか、薪をどう届けるかということが、なかなかむずかしいのが飯田市においては課題として挙がっております。

ですので、最終的に燃やす部分の機器を普及することと併せまして、機器を購入した人が、それを使っていくに当たって燃料をどう手に入れるか、そここのところの供給のロジス

ティックの関係をどのような形で普及させていくかということについて県としても今後の研究課題として取り上げていただければと思います。

(黒田座長)

それは、これとは別の要望ということでもいいですか。

(佐藤飯田市副市長)

ええ、けっこうです。

(黒田座長)

はい、わかりました。

(坪田松本市副市長)

確認ですけれども、いいですか。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

塩尻市さんは、予算計上されていないのですか。

(米窪塩尻市副市長)

26年度までは県の補助金をいただいてやってきましたし、塩尻市でもペレットストーブは、26年からやっております。ペレットボイラー、ストーブは、来年度からそれぞれ拡充をさせていただいております。

(坪田松本市副市長)

今の室長さんのお話だと、基金でなく、違う財源で27年度もほぼ同様のペレットのストーブとボイラーについては補助制度を継続すると、そのように受け止めていいのですね。

(春日県県産材利用推進室長)

予算編成中ということですが、そのようなことで予算要求をしている状況でございます。

(坪田松本市副市長)

われわれは、正に予算の編成中で、もう終わったところも相当あると思うのですが、作業は、そのような感触で進めさせていただいていいと理解したいと思います。

それと、薪ストーブが対象外というのは、今の地域防災拠点施設、そのような公共の、あるいは民間もあるのかはわかりませんが、そのようなところであって、個人にはしないという理由というか、財源的な都合でしょうか。

(春日県県産材利用推進室長)

先ほど申し上げたとおり、薪ストーブにつきましては、県といたしましては、今、防災拠点というような公共的な利用に対して環境部の方で助成をしているものしかございません。

理由といたしましては、とくにペレットストーブなど新たな燃焼機器につきましては、その普及を図るという意味合いで、離陸までの間の後押しという形で補助をしていると

いう状況がございます。

一方、薪ストーブにつきましては、すでに業界の方たちの努力も当然でございます中で、かなり広く一般に使われるような状況になってきたということがありますので、そのような中で、あえて補助というところまでは、財政的な状況もありますのでしていないということでございます。

(坪田松本市副市長)

はい。

(黒田座長)

よろしいですか。はい。

他にご質問、ご意見はありますでしょうか。

事業とすれば、27年は継続だというお話です。拡充は、そのような意味ではまだまだだと思えます。

それでは、これも原案のとおり市長会に提案するということでよろしゅうございますか。

はい、それでは、さように扱わせていただきます。

議題21 高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について

(黒田座長)

最後の議題になりますが、議題の21番、伊那市提案の「高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題21についてご説明いたします。本議題は、伊那市からの提案で、特に市町村へ財政支援策等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国等でございます。

提案要旨を朗読いたします。

高速道路に架かる跨道橋・水路橋の点検、修繕については、地方自治体の負担が大きいため、国又は高速道路管理者の責任において、対策を進めるための支援を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、提案されました伊那市から補足説明があればお願いします。

(林伊那市副市長)

はい、それでは補足をさせていただきます。前年、小諸市さんからもお話が出ているわけでありましてけれども、高速道路上を横断します市道である跨道橋については、市道ということで、当然、市が管理をしていかなければならないということは分かっておりますけれども、この改修をするに当たっては、点検、調査、設計等の多額な費用が掛かりますし、また、改修についても、一般道とは少し変わった形で多額な経費が掛かるということ、ま

た、交通規制の面も心配されるということがあるわけでありまして、また、高速道路上のことでもありますので、何かあれば大きな事故につながるということで、早く改修をしなければいけない必要性があるところであります。

現在の状況は、支援策というか、補助制度としては、社会資本整備総合交付金というような制度もありますし、若干ではありますけれども、NEXCOから助成もあるということでもありますけれども、この経費について、今以上に国、またNEXCOから財政支援をお願いしたいということでもありますので、ぜひ、ご賛同いただければということで提案をいたしました。

以上であります。

(黒田座長)

はい。それでは、県からご発言をお願いします。

(堀内県市町村課長)

はい。市町村課から回答をさせていただきます。

高速道路等に架かります跨道橋等のインフラ設備の老朽化対策や維持管理につきましては、県といたしましても重要な課題ということで捉えております。今後も機会を捉えまして、国に対して地方が必要と判断し、実施する社会資本について、整備及び維持管理が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するというような趣旨の要望をしまいたいと思います。

昨年の11月、知事の国要望の中にも同趣旨の内容を盛り込みまして、国土交通省他に要望したところでございます。

また、NEXCOに対しましては、昨年7月に開催いたしました協議会におきまして、更なる市町村の費用負担軽減策の検討を要望したところでございます。引き続き、市町村が実施する跨道橋の維持管理が着実に推進できますよう、国やNEXCOに対して財政支援を要望してまいりたいと思います。

また、県の支援といたしましては、技術的支援や維持管理に対する対応等について協議、調整を行います長野県道路メンテナンス会議を昨年の5月に発足をいたしまして、研修会等の開催や、現地機関の技術専門員による総合的な技術支援というようなことをやっているとすることにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

本件につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

無ければ、原案のとおり市長会に提案するというところでよろしゅうございますか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

はい。では、さように扱わせていただきます。

以上で各市から提案がありました議題の審議は終了ということになります。長時間にわたる審議、ありがとうございました。

ここで、ただいまご審議いただきました議題の取扱い等につきまして、確認の意味で市川事務局長から説明をお願いいたします。

(市川事務局長)

たいへんご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、4月16日開催予定の市長会総会での審議事項としまして、今日の審議を受けまして、次のとおり対応したいと思いますので、番号で申し上げますが、ご確認をお願いしたいと思います。

最初に、提案どおり採択しまして総会へ送付する議題でございますが、2番、4番、6番。6番につきましては、要望先で国交省を追加するかどうか、確認の上、対応しますが、本文についてはそのまま、6番。

続きまして、7番、8番、9番、11番、12番、14番、15番、16番、17番、21番。

もう1度申し上げます。提案どおり採択して、そのまま総会へ送付する議題番号ですが、2番、4番、6番、7番、8番、9番、11番、12番、14番、15番、16番、17番、21番でございます。

次に、本日の審議結果を踏まえまして、文言等を一部修正のうえ、総会へ送付する議題でございますが、最初に3番、こちらは、提案要旨中の財政支援に関する文言の中で「安定的な財政支援」等への修正というご意見でございました。この3番。

続きまして、5番、こちらは、特別交付税による措置、いわゆる財政支援というような文言にという意味合いの修正でございます。

続きまして、10番、こちらは原案の要旨は変わりませんが、現況の一部について修正をかける議題でございます。

続きまして、18番、こちらも特別交付税による措置というものに対してまして、新たな助成措置というような観点、それに力点を置けということでございます。

最後に、20番、こちらは、提案市を19市ということで追加した上で、現況の一部について検討するというところでございます。

もう1度申し上げます。本日の審議結果を踏まえまして、文言等を一部修正の上、総会へ送付する議題でございますが、3番、5番、10番、18番、20番、以上でございます。

それから、議題の1番、13番、19番、この3件につきましては、本日の審議の過程を踏まえまして、市長会の総会には状況についてご報告するという整理でございます。1番、13番、19番、この3件については、本日の審議の過程を踏まえまして、総会へは状況について報告するという整理でございます。

最後になりますが、以前も申し上げましたが、総会へ送付いたします議題につきましては、私どもで文言等を整理いたしまして、各市とキャッチボールさせてほしいと思っております。その際、追加の意見や文言の修正等がございましたら、お手数でも事務局にご連

絡いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、座長さんには後ほどお諮りいただきますが、その前に、補足説明というようなことで恐縮でございますが、10番の太陽光発電設備の設置に係るルール of 制定のところ、先ほど、この点の文言の一部を修正して総会に送付となったのですが、市町村の皆様方に一つの参考事例としてお聞きいただきたいと思うことがあります。

少し前に長野県内で風力発電の建設の動きがあつて、いわゆる景観という観点から非常に地域で問題になったときがあります。幸いにして、現時点で風力発電を事業化しようという動きが止まっているやに聞いてはいるのですが、あの際も、いわゆる個別法の規制に引掛かるところは、それぞれの法律等で規制、審査等も行われていくわけですが、それ以外のところでは、土地の規制上、何も無いということで、結論的に申しますと、県でガイドラインを作った経過があります。県でできることは何かという中において、環境アセス条例を一部改正して、出力1万kW以上は事前のアセスをやるということを追加したことがありますけれども、どうしてもそれ以外には、土地利用の規制上、網のかからないところが出てきますので、それによつては土地利用上の観点で見て、進めるに当たつてのガイドラインを作つたということです。

中身は何かと申しますと、いわゆる業者が事業計画を樹立したときから事前の県への相談が始まつて、その時点ごとでありますけれども、当該市町村に説明があつたり、ある時点になりますと、地域へ説明してくださいという手順を経る中において、最終的に建設のところまで行くなれば、地元と協定を締結するなどのことをやつた経験が私にはあります。そのような気運が、条例や法律に基づかなくてもやろうと思へばできるのではないかなということがありますので、ひとつ、これは参考にしていただければと思ひます。

それでは、座長、申し訳ないですが、私の説明、まとめでよかつたかどうか、ご確認をお願いいたします。

(黒田座長)

はい。今、議案の取り扱いについて、事務局長からお話がありましたけれども、今の説明のとおり扱うということによろしゅうございますか。

(「はい。」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい、では、そのようなことで確認をさせていただきます。

(2) 事務局提出議題

(黒田座長)

それでは、次に事務局提出議題、これに移りたいと思ひます。

初めに、報告事項、これを議題といたします。

平成27年度長野県市長会事業計画(案)について、同じく平成27年度長野県市長会歳

入歳出予算（案）については、関連がありますので、一括、事務局長から説明をお願いいたします。

（市川事務局長）

それでは、お願いいたします。着座のままで失礼します。

最初に、27年度の長野県市長会の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）につきまして説明申し上げます。

来月3日の市長会定例会には、こちらの両議案を提案させていただきますが、それに先立ちまして、本日の会議にご報告ということでお願いしたいと思います。

初めに、資料1、27年度の事業計画（案）でございます。1ページからお願いします。要点のみ、ご説明してまいります。まず、1の市長会の開催の（1）総会ですが、第136回総会は、4月16日、自治会館で開催を予定しております。この総会では、市長会の役員改選をお願いすることとなります。

137回総会は、8月20日・21日の両日、東御市さんで開催を予定しております。東御市さんには、お世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

（2）定例会は、記載のとおり、例年にならって予定をしております。これも例年どおりでございますが、6月の定例会は、全国市長会議等の開催に合わせて、東京で開催を予定しております。

（3）部会でございますが、総会等で議論いただきました案件につきまして、四つの部会におきまして県の部課長さんとの意見交換をさせていただいているところでございますが、新年度は、10月21日、23日の両日で開催する予定としております。

（4）役員会ですが、4月と8月の総会、そして2月の定例会の前段での開催を予定しております。

（5）の知事との懇談会につきましては、各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞り、11月20日、これは11月定例会の開催日と同じ日に予定をしております。

（6）その他でございますが、第166回北信越市長会が5月14日・15日の両日、石川県の白山市で、第167回総会は、10月15日・16日の両日、福井県の鯖江市で開催されます。

なお、166回の総会で北信越市長会の会長が、本県会長から福井県会長へ交代する予定となっております。

次に、全国市長会議と全国都市問題会議でございますが、全国都市問題会議につきましては、地元長野市で開催されますので、多くの理事者や職員、市議会議員等関係者の参加をお願いしたいと思います。詳細につきましては、4ページ、5ページの関係資料にございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、2ページでございますが、2の市長会が招集する主な会議でございます。

最初に、副市長・総務担当部長会議ですが、7月3日の金曜日、松本市さんで開催の予定でございます。松本市さんには、お世話になります。よろしくお願いいたします。

来年、28年1月29日の会議は、この場で開催を予定しております。

(2) 事務研究会につきましては、資料の6ページをご覧いただきたいのですが、こちらに会計管理者会議以下、記載の19件の研究会を各市持ち回りで開催させていただいております。各市の皆様方には、お手を煩わしますけれども、何ぶんのご協力をお願いしたいと思っております。

なお、昨年、私から議題のない、あまりにも形式的な事務研究会であるなど、そのあり方を指摘させていただいた研究会がございますので、その点についてもご配慮いただければと思っております。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。2の(4)県と市町村との協議の場につきましては、第9回を5月28日、第10回を11月24日に開催する予定となっております。4月の総会で選出されます新役員の市長様方のご出席をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3の要請活動から3ページの6の軽自動車税申告書取扱事務の実施までは、記載のとおりでございます。

7のホームページによる情報発信の実施につきましては、引き続き市長会の活動状況あるいは19市の情報等につきまして発信してまいることとしております。

8及び9は、記載のとおりとなっております。

事業計画につきましては以上でございますが、7ページにただいまご説明申し上げました27年度の市長会に係る会議の日程等を一覧にしておりますので、よろしくお願いいたします。何とぞ、公務ご多忙の中とは思いますが、日程の調整等にもご配慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、27年度の歳入歳出予算(案)についてご説明申し上げますので、資料2をお願いいたします。

おめくりいただきまして、1ページをお願いしたいのですが、一般会計歳入歳出予算額の総額でございますけれども、歳入歳出共に96,452千円でございます。26年度に比べますと2,281千円、率で2.4%増となっております。

これは、後ほどお話ししますが、主な理由としまして、軽自動車などの好調な新車登録を受けまして、軽自動車税申告書の取扱業務の増に伴うものなどでございます。

2ページでございますが、歳入の部でございます。主な歳入についてご説明申し上げます。

1款、負担金は、60,146千円ございまして、1項の各市負担金につきましては、19,914千円でございます。

平成9年度以降、これまで20,586千円で各市の負担金は据え置きとなっておりますけれども、昨年の11月定例会におきまして、各市負担金のご承認をいただく際にもお話し申し上げたところでございますけれども、こここのところの事務事業の見直しによる経費の削減や、公益財団法人長野県市町村振興協会からの運営費補助の増額等によりまして、

次年度への繰越金額が年々増加してきたことから、当面の措置ではございますが、672千円、率にして3.3%引き下げることにしました。

資料の5ページ、6ページには、市別負担額一覧等を整理してありますので、後ほどご確認いただければと思います。

2項の関係団体負担金は、40,232千円でございます。右側の付記にありますように、人件費や部屋代等につきまして、交通災害共済組合から30%、市町村振興協会から35%、残りの35%を市長会で負担し、共通経費として支出するということでございます。

2款の受託収入は、27,718千円で、各市と市長会で委託契約を結びまして、軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書類印刷分として1件35円をいただきますほか、軽自動車税の電子データ化で1件75円をいただくものでございます。

ここは、前年度に比べますと2,588千円増となっております。先ほど申し上げた軽自動車の新車登録が好調であること、また、電子データ化に新たに岡谷市さんが参加する予定であることなどによるものでございます。

次に、3款、交付金が1,253千円で、記載のとおりでございます。

4款、繰越金は、7,000千円を見込んでございます。

5款、雑収入335千円を加えまして、歳入総額が96,452千円となります。

次に、右側の3ページでございますが、歳出の部でございます。

主な歳出についてご説明申し上げますが、1款の会議費は、2,689千円で、総会、役員会等の関係でございます。

2款、事務局費が81,029千円で、前年度に比べて10,405千円の増となっておりますが、これは、9項の委託料と12項の負担金、補助及び交付金の増によるものでございます。

委託料につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、好調な軽自動車の新規登録等による業務の増と、電子データ化に新たに岡谷市さんが参加する予定であることにより、負担金、補助及び交付金は、市長会事務局への派遣職員、いわゆる事務局次長に係る人件費相当の負担金をこれまで4款に計上していたわけでございますが、事務局職員に係る経費であるということから、27年度からは、この2款の事務局費に負担金、補助及び交付金として計上することに変更したことによるものでございます。

1項、給料から4項の賃金までのいわゆる人件費に係る経費でございますが、現在、育休中の職員が、10月から復帰する予定になっておりますので、それまでの間の代替嘱託職員に係る経費を含めての経費の計上となっております。

4ページの4款の負担金、補助及び交付金でございますが、4,615千円で、8,126千円の減となります。ただいま申し上げました事務局次長に係る人件費相当の負担金を2款への計上に変えたことによるものでございます。

6款の繰出金は、職員退職積立金の特別会計の繰出金でございまして、今年度と同額の3,000千円を積み立てるものでございます。

7 款の予備費を加えまして、歳出総額が 96,452 千円となります。

次に、7 ページをお願いいたします。

職員退職積立金特別会計歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算額共に 28,455 千円でございます。

内訳は、8 ページになりますが、歳入の部では、一般会計から 3,000 千円を繰り入れることとしております。

歳出の部は、当面、取り崩しする予定がございませんので、予備費に計上してございません。

次に、9 ページでございますが、財政調整積立金特別会計歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算共に 16,325 千円でございます。内訳は、10 ページでございますが、歳出につきましては、当面、取り崩しする予定はございませんので、予備費に計上してございません。

以上、27 年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）についてご報告申し上げました。

（黒田座長）

はい。

ただいまの説明にご質問、ご意見はございますでしょうか。

（なし。との声あり）

（黒田座長）

よろしいですか。

はい、それでは、事務局長の説明のとおり了承ということとさせていただきます。

（3）その他

（黒田座長）

その次に「その他」ということですが、事務局が、まず説明ですかね。

（市川事務局長）

最後に 1 件だけお願いします。お手元の資料 3 をお願いいたします。

全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業でございます。例年、この時期にお話を申し上げ、お願いをしているところでございますが、1 の全国市長会損害賠償補償保険制度につきましては、毎年 9 月に担当者会議を開催しまして、制度について説明を行っているところでございますが、未加入の市もございまして、また、契約内容等についても見直しを検討していただければということをお願いをしているところでございます。

2 から裏面の 2 ページの 6 の保険につきましては、別添としてパンフレットを申し上げてございます。こちらも毎年 10 月に担当者会議を開催し、制度の説明を申し上げておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

こちらは、個人加入の任意の保険であること、さらに、行政改革によりまして職員数が減少していることなどのため、加入という数値から見ると非常に伸び悩んでいる現況にご

ございます。

特に、5と6の関係では、全国都市職員災害共済会は、全国市長会が全国各地の要望に応じて設立されました団体でありますので、都市職員のための火災と自動車の共済でございます。退職後も引き続き加入できますので、加入促進について、一層のご協力をいただければと願っています。

説明は、以上です。

(黒田座長)

ただいまの説明にご質問はありますでしょうか。

では、よろしくお取り扱いを願いたいと思います。

飯田市から一つ、問題提起といたしますか、ご発言があるようですので、お願いします。

(佐藤飯田市副市長)

はい。すみません、お時間をいただきまして恐縮です。

お昼休みの間にお席の方に「認定子ども園に対する財政支援について」というものと、裏面が「年少扶養控除廃止に伴う激減緩和終了による保護者負担金への影響について」ということで、これは、いずれも子ども、子育て関連です。今回、飯田市から議案提案はできませんでしたが、年末ぎりぎりまでといたしますか、年が明けてもなかなかはっきりした制度設計が示されない中で議案提出に間に合わなかったということでご理解いただきたいと思いますが、今、予算編成の過程の中で、いろいろと担当部から話を聞いておりますと、課題が他市でも顕在化しつつあるのではないかとということで、飯田市の状況について少しお話をさせていただきたいとお時間をいただきました。

まず、認定子ども園に対する財政支援ということですが、今度、27年度から施設型給付ということで、今までの私学助成あるいは各市単独でやっていたであろう就園奨励補助のようなことが、公定価格という制度の中に入ってくるわけですが、一般的には、就園奨励費補助をやっていたところは、全体として公費負担が少し小さくなるのではないかなと理解をしています。

従いまして、認定子ども園の運営が今までどおりと考えると、その図で言う点々の所に何らかのこのような助成が要るのかなと思っておりまして、これについて、ぜひ、県・市協力で補填できればと、今、思っております。

これについては、担当セクションには、全市というか、担当部局に対しての要望が事務的には上がっているのではないかと思いますけれども、県の予算編成の状況がわからないものですから、既に内部でこのようなことが決定されていればすれ違いになっていきますけれども、まだ、県もこのようなところの助成を出すということが決定されていないようであれば、ぜひ、お願いしたいということで、市町村課長さんには担当部にお伝えいただければということでお願いしたいと思っておりますし、27年度に直ちに措置が仮にないとしても、このような大きな制度変更があったことについて、現場の市町村でひとつ検証をして、4月16日に市長会総会がありますけれども、必要があれば、状況報告なり、問題提起なり

が必要ではないかと思っておりますので、事務局にはお手を煩わせて恐縮ですが、そのような情報を整理していただければ、そのようなお取り組みをしていただければと思っております。

同じように、それは裏面の年少扶養控除廃止に伴う保育料の影響でございます。飯田市の分析といいますか、中身を見てみますと、今度、県でも第3子に対しての保育料の助成というようなものをいただきますので、併せまして、今、市が単独でやっています第3子軽減の20%を拡充しようというような検討をしていますけれども、実は、一生懸命に拡充しようとしていますけれども、一方で、年少扶養控除廃止によって、実は多子世帯ほど年少扶養控除で控除されていた額が大きくなるので、保育料算定においてこれの影響が大きいという問題が生じて、仮に、第3子の軽減を20%を50%まで拡大したとしても、実際の保育料が増加してしまう児童が400人ぐらいいるという試算をしています。

そうかといって、年少扶養控除を廃止しないで、今、激変緩和でやっている措置をこの先ずっと継続するわけにはいかないと思っておりますので、どうしたものかと頭を悩ませています。

そのような状況もありまして、恐らく似たようなお悩みを抱えているのではないかと思いますので、問題提起として、この場でお知らせいただきました。先ほどのこども園の話と併せまして、新制度が動き出す27年度の予算編成の状況を、事務局で19市ではどのような状況かということを取りまとめていただいて、4月の市長会にこのような状況だというようなことを報告していただいて、制度要望が必要なものがあればしていくというような流れにいただければということとで問題提起をさせていただきました。

以上です。

(黒田座長)

これは、事務局は、どうしますか。

(市川事務局長)

県内の状況等から、国を含めて27年度に向けての予算の状況等は、私どもで調査等させていただきますけれども、最終的に議題として国あるいは県への要望というような状況にあるということであれば、それは飯田市さんの方で代表として議案として出していただくという流れもありますので、それも含んでおいてください。

(佐藤飯田市副市長)

はい。

(黒田座長)

よろしく申し上げます。

では、そのような取り扱いにさせていただきますね。

それから、私の方からひとつ長野市としてお願いがあるのですが、今、皆さんも同様だと思うのですが、国において地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、だいぶ配分も明らかになってまいりました。

一つは、消費の喚起、生活支援ということでプレミアム商品券などでいろいろ工夫しなさいというものとは地方創生先行型と二つあるわけですが、これには地方公共団体から都道府県と市町村と書いてあるものですから、例えば商品券にしても、だいぶ制度的には重複しているように見えるのですね。

われわれも、これは、できれば補正予算で対応したいものですから、県がどのような役割分担でやるのか、どのような方向でやるのかを早く教えてもらわなければ、重複したり矛盾が生じたりすることは避けたいものですから、本当はできれば県がぜひ積極的に市町村にも留意してもらいたいという思いもあるわけですが、いずれにしろ、そのようなところで、今、財政当局が何をどのようにやればいいのかと。商品券は出さざるを得ないと思っていますけれども、県とどのように絡んでいるのかということが、いろいろとすり合わせが必要だということがあるようです。補正ということになると、このようなものは期間も限られていますし、時間的な余裕がないということでもありますので、早急に県の考え方といいますか、制度についてまとめてもらって提示していただきたいというお願いを申し上げたいと思いますので、お願いします。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か皆様からありますか。

なければ、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。堀内県市町村課長様を初め職員の皆さん、本当に今日はご熱心にありがとうございます。

それから、出席をされました各部長さん方、またご協力いただきまして御礼を申し上げます。以上で座長の職を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(休憩)

7 県施策説明

(藤森事務局次長)

それでは、皆さんおそろいでございますので、会議を再開させていただきます。

先ほどは、黒田副市長様には、座長をしていただきまして、たいへんありがとうございました。

それでは、続きまして、県施策説明として、「第 42 回（平成 30 年度）全国高等学校総合文化祭の開催について」を、教育委員会事務局、青木教育次長さんからご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

(青木県教育次長)

ただいまご紹介いただきました県教委の青木でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。貴重な時間をありがとうございます。それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

お手元に「第 42 回（平成 30 年度）全国高等学校総合文化祭の開催について」という資料を申し上げてございますので、それに基づきまして、順次、ご説明を申し上げたいと思います。

今、申し上げましたように、平成 30 年度に開催される予定でございますが、これは、インターハイの文化版とも言われているものでございまして、現在、平成 30 年に開催されるのが内定をしているものでございます。

2 の開催概要をご覧いただきたいと思いますが、主催は、文化庁、全国高等学校文化連盟、下の段でございますけれども、長野県、長野県教委、それから、これから申し上げますけれども、会場となつていただきます市町村、市町村教育委員会の方々にも主催者に加わっていただく予定でございます。

開催時期でございます。平成 30 年の 8 月 7 日の火曜日から 17 日の土曜日までの 5 日間を現在予定しているところでございます。

開催の概要をご覧いただきますとわかりますように、参加校は全国から 3,000 校、都道府県の代表生徒 2 万人、観覧者は県民を含め約 10 万人ということでございまして、総合開会式には、秋篠宮様をご臨席をなさる予定と伺っているところでございます。

開催部門と書かせていただいておりますが、開会行事としましては、総合開会式とパレードがございますけれども、今日、とくにお話を申し上げたいことは、その下の専門部門（19 部門）、それから協賛部門、これは今後協議ということでございますけれども、4 ないし 5 部門ということで、この部門についてとくにお問い合わせいただきたく考えておるところでございます。

その他、国際交流事業といたしまして、韓国他 2 カ国の学生さん方との国際交流を実施する等の予定をしているところでございます。

先ほど「内定」と申し上げましたが、開催の正式決定は、平成 28 年 5 月頃とされているところでございます。

3 番の今後の進め方を大雑把に申し上げますと、今年度内に全国高等学校総合文化祭の長野県準備委員会を設置いたしまして、後ほど内訳を申し上げますけれども、28 年 5 月をめどに長野県の実行委員会を設置してまいりたいと。これは、正式決定を受けてということでございますが、内容といたしましては、知事、県の教育長、それから開催市町村長さん、教育長さん等で構成を予定しているところでございます。

それで、平成 29 年、1 年前にはプレ大会を開催し、平成 30 年には総合文化祭の本番を迎えるということでございます。

ページをおめくりいただきまして、2 ページは、非常に事務的なことまで書かせていただいております全体のスケジュールでございます。ご覧いただければと考えております。

3 ページめでございます。「部門ごとの開催地について」というペーパーをご用意させていただきます。

その部門ごとの開催地の決定に当たりまして、(1) といたしまして「方針」と書かせて

いただいておりますが、4点ほど挙げさせていただいております。

一つめは、芸術文化活動が県下全域に広がるよう、各広域ごとにできれば開催地を分散させていただければと考えてございます。

それから、市町村の皆さんの希望をお聞きし、地域の協力が得られる見込みの部門を当該地域で開催するよう配慮してまいりたいとも考えてございます。

なお、③④とございますが、一方、高等学校文化連盟、これは全国、それから県もそうなのですけれども、それぞれの規程等も希望等もございますので、そのあたりの目配りも欠かせない内容となっているところをお含みいただきたいと思っております。

(2)で「方法」と書かせていただいておりますが、上記の方針を受けまして、できるだけ各広域で一つは開催していただくようお願いしてまいりたいと考えてございますが、二つめの中黒にございますように、各市町村の希望と県の高等学校文化連盟の希望をマッチングさせていくということが必要でございますので、そのような中で開催地を調整してまいりたいと考えているものでございます。

2番めにございます各部門の開催条件等につきましては、後ほどにA3の資料をお付けしてございますので、そちらでご説明をさせていただきたいと考えてございます。

3でございますが、開催への協力、たいへん厚かましいことを書かせていただいているわけでございますけれども、各部門の開催地では、主催者である会場市町村として下記のような協力をお願いできればと思っております。一つには、会場使用料の減免等というようなこと、広報啓発活動もたいへん重要でございますので、これは、できる範囲でございますけれども、記載のようなのぼり旗等々のご協力をいただければたいへんありがたいと思っております。それから大会前後における人的支援、これも、できる範囲でとさせていただきますが、お願いできればと思っております。

それから、1年前に開催のプレ大会へのご協力もお願いできればというような形でございます。

「今後の予定」と書かせていただいております。来月、2月上旬にそれぞれの市町村に開催を希望するかどうかの照会する文書をこの後送付させていただければと考えてございます。たいへん短いタームで恐縮なのでございますが、一つ飛ばしまして2月末日の所をご覧いただきたいと思うのですけれども、市町村からの開催希望の受付を締め切らせていただいた上で、3月に掛けて開催地の調整、最終的には、5月中旬をめどに部門ごとの開催地を決めていければと考えているところでございます。

それでは、具体的な各部門ごとの内容につきまして、A3の資料をお開きいただきまして、ご覧いただきたいと思っております。全部をご説明する時間はございませんので、この表の見方等々を含めてご説明をさせていただきたいと思っております。

表頭をご覧いただきますと、左から部門が並んでおりまして、ご覧のとおりでございますが、その右隣に「条件等」と書かせていただいております。例えば、演劇の所でございますと、1,500ないし2,000名程度収容可能な会場、それから大会が3日間というよう

なことを書かせていただいております、小文字でもう少し詳しくお話をさせていただいてございます。

その右隣に①②と並んでおりまして、「参加生徒・教員数」、それから「総観覧者数」と書いておりますが、これは、下の方にもございますけれども、平成 26 年度、今年度の茨城県の実際の数値を申し上げさせていただいております。おおむね、この程度のものが考えられるというようなことでご覧いただきたいと思っております。

それから、その右隣に「宿泊者見込数」というようなことで、これは、県外の参加者数×宿泊日数で算出した見込み、推計でございます。そのようにご覧いただきたいと思っております。

その上で備考欄をご覧いただきたいのですが、演劇の所に「会場に限定があるので個別に交渉」と書かせていただいております。県外で 1,500 から 2,000 名程度の収容可能な会場を有することで、どうしてもこれは限定されざるをえないと考えてございまして、そのようなことを踏まえて備考欄にはそのあたりを書かせていただいておりますが、逆に米印を書かせていただいている所がございます。これは、協賛部門、下の方を含めまして 15 の部門があるわけでございます。例えば、5 番目の「日本音楽」の所で 1,000 名ないし 1,500 名と書かせていただいておりますけれども、1,500 名を超える規模ではございませんので、米印を打たせていただいているわけでございます。そのように、この表をご覧いただきましてお願いしたいわけですが、実は、市の教育長さんには、既に担当官で個別に回ってお話をさせていただいているところでございまして、先ほど冒頭に申し上げましたように、県下全域で大会を盛り上げたいと考えてございまして、これから通知申し上げますけれども、積極的にご希望を出していただければと考えているものでございます。

なお、参考までに、カラー刷りでたいへん恐縮ですが、あまり見やすい資料ではございませんけれども、長崎県の広告などの様子を写してまいりましたので、若干、お配りをさせていただいているところでございます。のぼり旗や懸垂幕、ラッピングの車、看板、プラントナー、ぬいぐるみやグッズというようなものを準備をしたり、500 日前イベントをやったりというようなこと、それから広報、テレビ局の協力を得ての取り組みなど、いろいろなされているわけでございますし、右側の 19 部門、それから協賛部門の本当に簡単な対応でございますけれども、高校生が頑張っている姿を記載させていただいているところでございます。

お手元にお配りをさせていただいた資料は、以上でございます。簡潔な説明でたいへん恐縮でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

(藤森事務局次長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

(小池佐久市副市長)

すみません、1点お聞きしたいのですが、1年前にプレ大会をやるというように書いてあるのですが、このプレ大会は、それぞれの各部門の場所は、どのように役割を果たすのでしょうか。30年の大会とプレ大会とでは、どのような違いがあるのかということをお教えいただけますでしょうか。

(青木県教育次長)

実際に1年前の準備が終わっている状況、つまり大会運営がスムーズに行くというようなことを確認させていただくためのプレ大会でございます。全国からそれほど大勢の皆さんが集まってくるということではないわけですが、長野県内の子どもさん方から、ある程度集まるというような形でプレ大会を実施させていただくことでございます。

(小池佐久市副市長)

それは、多少は全国からも来るのですか。

(青木県教育次長)

多少は全国からも、大きい規模ではないですが、各県から高校生に集まっていたというイメージでございます。ですから、大会の規模は、さすがに本番どおりというわけではございませんで、その大会が予定どおり動くかどうかを確認させていただくというような大会です。

(小池佐久市副市長)

それは、会場を使ってということですね。

(青木県教育次長)

ええ、会場で。

(小池佐久市副市長)

はい、わかりました。

(藤森事務局次長)

よろしいでしょうか。

それでは、飯田市の副市長さん、お願いいたします。

(佐藤飯田市副市長)

はい。今、開催部門の条件などについて説明がありましたけれども、協賛部門の所は(予定)となっておりますが、ここは、例えば他の部門を提案することも可能なのでしょうか。

といいますのは、実は、この予定時期は、飯田市では恐らく、人形劇フェスタをやっています、平成30年は一つの周年、フェスタ20周年になっていまして、大規模にやるものですから、いろいろなホールなどが塞がっている可能性が高いのですが、逆に、例えば協賛部門を人形劇とやるとすると、開催が可能かなという気もして、今、ここで具体的な回答ということではなくて結構なのですが、協賛部門は、追加の可能

性があるのかなのかということについてお伺いしたいと思います。

(青木県教育次長)

はい。今、ありがたいことですが、ここでの即答をということではないというような話がありましたけれども、だいたい、各県とも協賛部門的には四つないし5というようなところでございまして、例えば特別支援の関係やボランティアの関係等は、ある面で、もう決まっていると言ってはどうかと思いますけれども、必ず行われているというようなことでもございまして、ご意見、お話としては、持ち帰らせていただきますけれども、なかなかむずかしい部分もあるのかなと思いますながらも、即答は避けさせていただきたいと思えます。

(藤森事務局次長)

ほかにございますでしょうか。

(中澤須坂市副市長)

はい。

(藤森事務局次長)

はい、お願いいたします。

(中澤須坂市副市長)

これは、それぞれが手を挙げて、市町村が申し込みをさせてもらうに当たって、例えば須坂で言えば、5市町村ですね、須坂、高山、小布施など。長野市さんは大きいですからいいでしょうけれども、そのようなところで一緒に申し込みしていくのだと。そうしなければ、なかなかこれは、宿泊者数は、例えば、ある市では宿泊できなかったり、ある町には本店があってそこだと宿泊もできたり、そのようなこともあるかと思うのですけれども、そのような意味で、これを満たすのは、先ほどのもので言うと、協賛とは違いますね。今の一緒に市町村が連携して申し込むというようなことはいいのでしょうか。

(藤森事務局次長)

それ自体を私どもとして否定をする考え方は持ちませんけれども「条件等」のところをご覧いただきますと、わりと一つの施設の中で完結するというような条件がかなり見られているのかなと。これは、大会の運営上の問題があるのだらうと思いますけれども、今現在、それ自体を否定するものではございませんので、どのような考え方、取り組み方が可能なのかということをもたお示しいただければ、私どもと少し調整をさせていただくことになろうかなと思います。

確かに、すべての広域でと私どもは願っておりますけれども、なかなか広域においては、それほど大きな施設が必ずしもすべての市町村にそろっていない広域もあると承知しておりますので、そのあたりの配慮といたしますか、考え方は、県で聞き取りをさせていただければと思っております。

(中澤須坂市副市長)

「条件等」の宿泊者も、やはりそこでこれだけの宿泊を確保することが原則なのですね。

(青木県教育次長)

おそらく大会運営上の問題や、それぞれの過程ごとのまとまりのようなものがあるのですけれども、必ずしもそこは、例えば長野市さんでやるからと。長野市さんだったら、だいたいはまるかもしれませんけれども、隣の市町村で宿泊ができれば、それはそれで一つの考え方だと思いますので、やはり開催市町村と宿泊が全部リンクージュというか、確実にハマっていなければいけないというものではないと思っております。それは、宿泊する自由が、ある程度はあるのではないかと思いますけれども。

あとは、大会の運営上、子どもさん方の動きがスムーズにいけるかどうかというようなところが判断材料になってくるかと思えます。

(中澤須坂市副市長)

これから相談させてもらってということで、また、もしそのようになる場合には、また相談させてもらいたいと思えますので、お願いします。

(青木県教育次長)

はい。また積極的なご提案をいただければ、たいへんありがたいと思えます。ありがとうございます。

(藤森事務局次長)

ほかにございますでしょうか。

それでは、ほかはないようございますので、これにて質疑を終了させていただきます。青木教育次長さん、ありがとうございました。

(青木県教育次長)

どうもありがとうございました。

8 平成 27 年度市町村職員研修事業について

(藤森事務局次長)

それでは、続きまして、「平成 27 年度市町村職員研修事業について」、市町村職員研修センター、小須田所長さんからご説明いただきます。よろしく願いいたします。

(小須田市町村研修センター所長)

研修センターの小須田でございます。研修センターの運営につきましては、皆さんには日頃より格別なご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、この席をお借りし、感謝と御礼を申し上げます。

おかげをもちまして、本年度の研修につきましても、この 1 月をもってすべて終了ということになります。

また、来年度の研修事業につきましても、各市町村や関係団体の皆さんのご意見、ご要望等、また、研修受講者の皆さんのアンケートを踏まえまして、幹事会においてご協議をいただき、お手元の案としまして、来月予定されております当研修センターの運営委員会でご審議いただくということになっております。

それでは、来年度の研修事業の概要等について説明させていただきます。座って失礼します。

それでは、お手元の資料の5「平成27年度市町村職員研修事業について」、それから4ページになりますが、別紙1の「研修体系(案)」を併せてご覧願います。

資料5の1ページの中ほどにあります「研修事業」アの「研修課程の変更」をご覧願います。

「一般研修」「専門研修」「特別研修」に加えまして、「出前研修」、「海外派遣研修」を実施する他、市町村職員と県職員が共に研修をします「交流研修」を実施いたします。

①の一般研修でございますが、別紙1の体系のとおり「新規採用職員(前期)研修」以下6課程を実施いたします。

資料5の1ページをご覧願います。

このうち、「一般行政職員研修」と「中堅行政職員研修」につきましては、従来の内容を一部変更し、実施したいと考えております。

変更内容ですが、「一般行政職員研修」では、2日目に実施をしております話し方のスキルアップ研修に、さらに聴く力を磨いていただく内容を加え、また、「中堅行政職員研修」では、タイムマネジメント力の向上研修から中堅職員としてぜひ備えておいてほしい組織力を高めるマネジメント力の向上研修にその内容を改めるものでございます。

次に②の専門研修は、体系図にございますように「財政事務研修」以下12課程ございます。

資料5の1ページをご覧願います。

専門研修の新設は「監査事務研修」と「公営企業(経営戦略等)研修」の2つでございますが、このうち「監査事務研修」は、隔年で開催をしているものでございます。

次の「公営企業(経営戦略等)研修」でございますが、総務省から今年度、公営企業の経営に当たっては、経営戦略の策定や公営企業会計の適用拡大など、制度面において大幅な見直しを行うとされたところでございまして、この関係について要望等が高いことから新たに設けるものでございます。

2ページをお願いいたします。

変更は「電子自治体推進研修」、これは、情報を担当する職員の能力、技能の向上を図るため、必要科目を見直し、実施するものでございます。

次の「財務会計事務研修」、これは、受講者の見込み数や講師の日程を勘案し、2会場とするものでございます。

休止する研修でございますが「議会書記研修」「公営企業経理事務研修」、それから「償却資産事務研修」でございます。これらは、2年おき、あるいは隔年で開催をしているものでございます。

次に、③の特別研修は、体系図にございますように「政策形成研修」以下15課程でございます。

資料5の2ページをお願いいたします。

新設は「CS・接遇力向上研修」、それから「文書作成力向上研修」でございます。いずれも市町村や関係団体からの要望が高い研修でございます。

なお「文書作成力向上研修」は、全国市町村研修財団の支援事業として、補助金を活用して実施する研修でございます。

次に、廃止の「JST指導者養成研修」でございますが、隔年開催の研修でございますが、研修期間が5日間、また、催行人員が9人以上、それから資格認定のある研修ということもございまして、希望者が非常に少なく、催行人員の確保がむずかしい研修となっております。このような状況にございますことから、実施についての意向調査等を行い、その結果を踏まえ、廃止とさせていただくものでございます。

次に、イの「研修体系(案)」でございますが、ご覧いただいております別紙1、4ページのものでございます。「一般研修」及び「専門研修」「特別研修」については、説明を申し上げたとおりでございます。

なお「特別研修」のうち一番上の「政策形成研修」「政策法務研修」等、7つの研修に括弧書きで「交流研修」と記載した研修がございますが、これは、当研修センターが実施しております市町村職員と県職員との「交流研修」でございます。

それから「特別研修」の下の網掛けの「交流研修」、これは、県の自治研修所が実施をする県職員と市町村職員の「交流研修」でございます。新規の「パワーポイント能力向上研修」等、7つの研修を予定しております。「交流研修」は、研修を通じまして、県職員との情報交換や交流も深められて有意義と、このようなご意見等がございまして好評でありますことから、引き続き実施したいと考えております。

それから、下から2番めの網掛けの「出前研修」でございますが、今年度は33カ所を実施しております。災害等で中止になったところもございまして、好評でありますことから、今年度と同程度の箇所数を実施したいと考えております。

資料5の2ページに戻っていただきます。

(3)の「海外派遣研修」でございますけれども、研修センターでは、海外派遣を行う場合に、その経費の5分の4に相当する額を負担しているところでございます。市町村からの派遣要望等を取りまとめ、13人の派遣を予定しているところでございます。

次に、2の全国市町村国際文化研修所の研修でございますが、7人を予定しております。この制度についても、積極的に活用いただければと思います。

それから、5ページの別紙2でございますが、研修の実施計画(案)でございます。6ページの上の表の合計欄でございますが「一般研修」「専門研修」「特別研修」までの合計でございますが、33の研修課程で、実施回数は76回、延べ日数は123日を予定しております。研修課程、延べ日数とも、今年度と同程度となっております。

次に、7ページの別紙3でございますが、研修受講者数を取りまとめたものでございます。

8 ページをご覧ください。

上の表の合計欄でございますが「一般研修」「専門研修」「特別研修」「交流研修」まで、今年度の受講者数は 3,427 人ということで、前年度と比べまして 226 人の増となっております。

また、下の表の「出前研修」でございますが、今年度は災害等で中止になったところもございまして、1,319 人となっております。

説明は、以上でございます。今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

(藤森事務局次長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

とくにないようでございますので、これにて終了とさせていただきます。小須田所長さん、ありがとうございました。

9 閉 会

(藤森事務局次長)

以上で、本日予定されました案件はすべて終了いたしました。

長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、副市長・総務担当部長会議を閉会いたします。皆さん、たいへんお疲れさまでございました。お気をつけてお帰りください。